

第二次 隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成31年4月

隠 岐 の 島 町

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ及び循環型社会形成の推進のための法体系.....	2
第3節 計画の概要.....	5
第4節 目標年度.....	6
第5節 本計画における評価・改善.....	6
第2章 地域の概況.....	7
第1節 自然環境.....	7
第2節 社会環境.....	8
第3節 土地利用.....	13
第3章 ごみ処理等の実態と課題.....	14
第1節 ごみ処理の実態.....	14
第2節 ごみ処理における課題.....	33
第4章 ごみ処理基本計画.....	38
第1節 計画策定上の基礎数値の推計.....	38
第2節 ごみ処理の基本方針と目標設定.....	39
第3節 ごみ処理施策・課題.....	42
第4節 本計画におけるごみ処理計画.....	46
第5節 その他の事項.....	52

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物*処理基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」といいます。）第6条に基づき、市町村ごとに策定することが義務付けられている計画であり、当該市町村区域内の人口推移、ごみ排出状況及び処理状況等を整理した上で、ごみ減量化施策、ごみ減量化目標等を検討し、明記する必要があります。

隠岐の島町（以下、「本町」といいます。）では、平成23年3月に「隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現計画」といいます。）を策定し、人口推移、ごみ排出状況及び処理状況に加え、廃棄物行政における「町民」、「行政」、「事業者」それぞれの役割、取り組みを整理し、ごみの減量化における基本的な方針及びごみ減量化目標等を明記しました。

これまで現計画で明記した、ごみ減量化目標を達成するため、ごみ減量化施策を周知徹底し、本町としてごみの減量化施策を推進してきましたが、これまで現計画で明記した、ごみ減量化目標を達成するため、ごみ減量化施策を周知徹底し、本町としてごみの減量化施策を推進してきましたが、本町を取り巻く社会経済的状況や町民一人ひとりの消費行動等の変化もあって、現計画で掲げたごみ減量化目標の達成は難しい状況となっています。現計画から9年が経過し、本町の廃棄物行政を取り巻く状況が厳しさを増す中、これまでの取組の不十分さについては真摯に反省し、昨年3月に実施したごみアンケートで得られた結果や町民の方々のさまざまな声も踏まえながら、中長期的視点に立って新たな計画を策定し、それを直ちに実行に移していく必要があります。

また、ごみ処理施設に関して、島後清掃センターの老朽化や島後一般廃棄物最終処分場の残余容量を勘案すると、早急に施設整備の方向性を検討することが必要となり、平成29年度に「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定しました。

このような状況に鑑み、本町では、「隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成31年4月）」（以下、「本計画」といいます。）を策定することになりました。

なお、本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき策定しますが、計画の骨子としては、一般廃棄物処理基本計画において整理が求められている人口の推移、ごみ排出状況及び処理状況並びに前計画で明記した廃棄物行政における「町民」、「行政」、「事業者」それぞれの役割、取り組み等に加え、現在、本町が抱えている「非常に高い家庭系ごみ1人1日平均排出量」、「島後清掃センターの老朽化」、「海岸漂着ごみの適正処理」等の課題を整理し、今後の廃棄物処理施策の方向性を定めます。

一般廃棄物

・産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って発生する「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって発生する「事業系ごみ」に分類されます。

第2節 計画の位置づけ及び循環型社会形成の推進のための法体系

本計画の位置づけ及び循環型社会*形成の推進のための法体系の概要は、下記に示すとおりです。

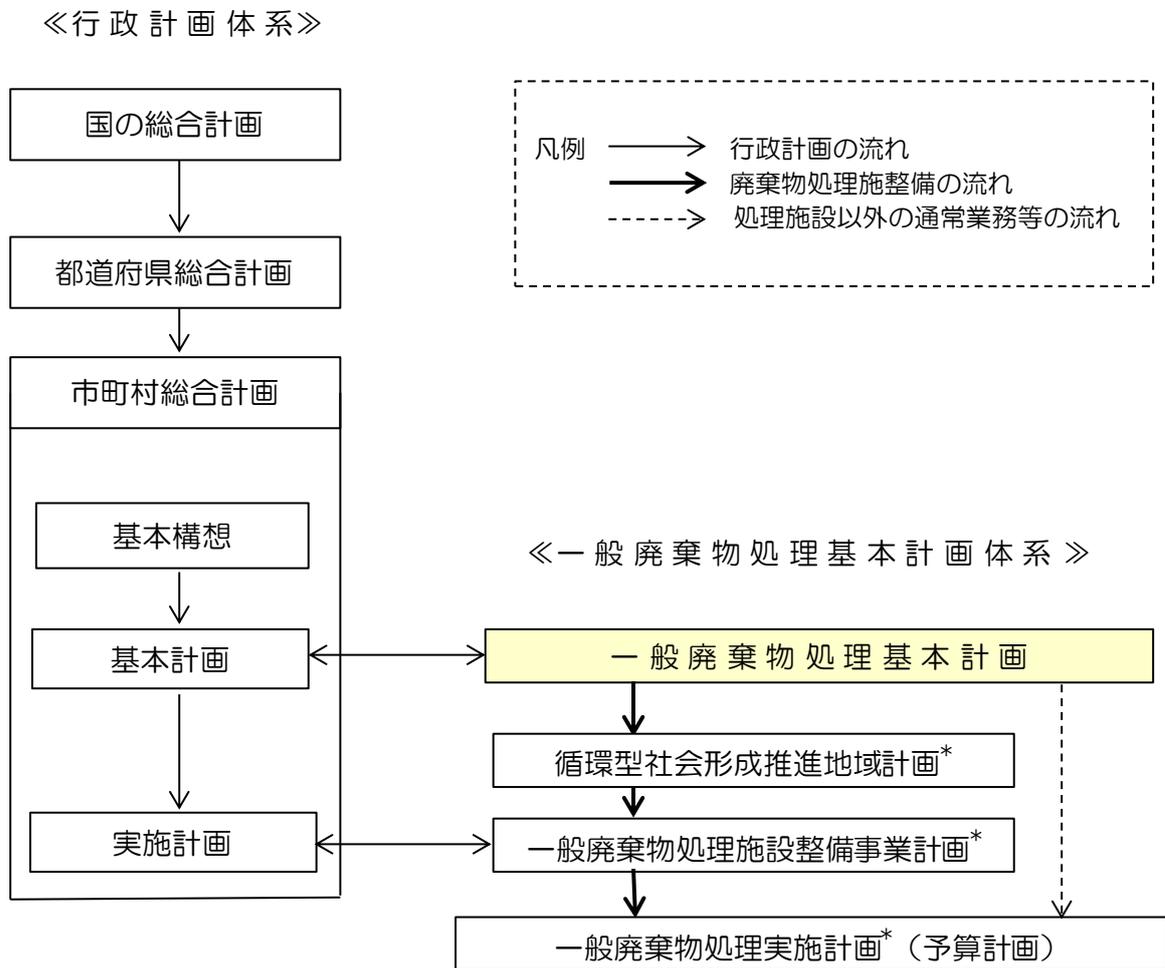


図 1-2-1 本計画の位置づけ

循環型社会

・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念であり、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことを言います。

循環型社会形成推進地域計画

・市町村または一部事務組合等が「循環型社会形成推進交付金制度」を活用して施設整備を実施する場合、国に対して提出する必要がある計画のことを言います。

一般廃棄物処理施設整備事業計画

・予算の裏付けが必要な具体的な事業の計画のことを言います。

なお、この計画は、循環型社会形成推進地域計画等との整合性をもって作成する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画

・本計画に基づき年度ごとに策定する計画であり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等について記載します。

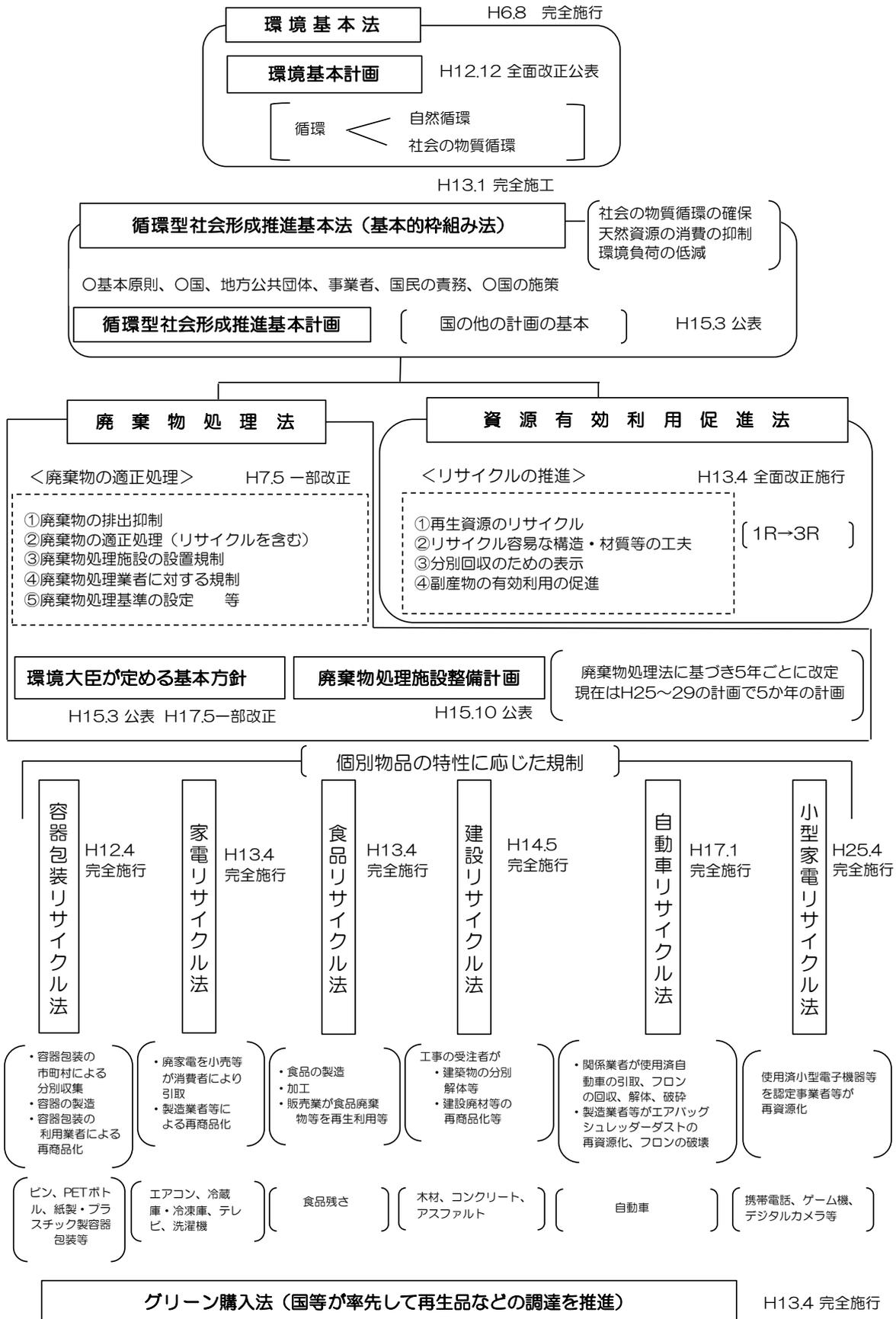


図 1-2-2 循環型社会形成の推進のための法体系

表 1-2-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成 12 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成 7 年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約 60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務づけることにより、家電製品の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成 25 年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済み自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成 12 年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換の促進を図る。

第3節 計画の概要

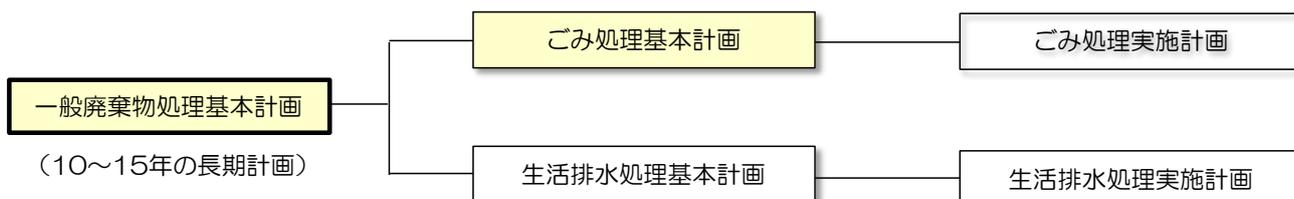
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画は、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

本町の事業範囲としては、ごみ及び生活排水についてとなりますが、現在、本町は、下水道共同処理の整備を進めている段階であり、現段階で生活排水に関する部分も記載した一般廃棄物処理基本計画を策定する場合、生活排水における下水道及び浄化槽等の対象人口と処理量に乖離が生じることになるため、本計画においては、ごみに関する部分のみを記載します。

そのため、今後の本町における一般廃棄物処理計画について、ごみに関する部分は本計画、生活排水に関する部分は現計画に位置づけるものとします。

図 1-3-1 一般廃棄物処理計画の構成

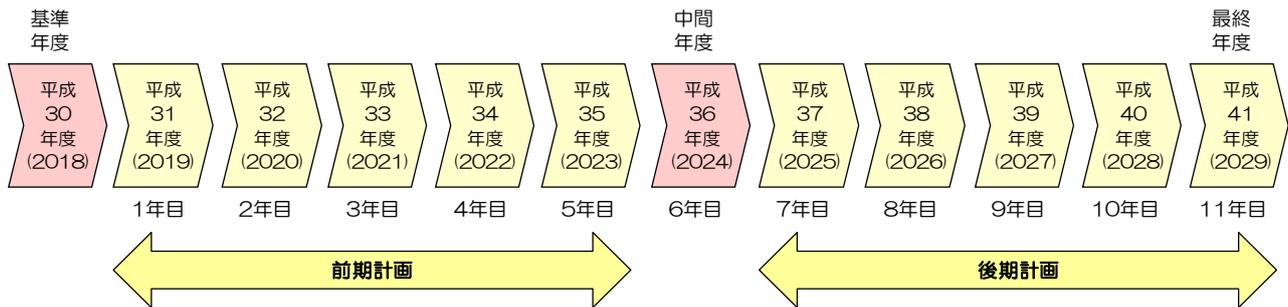


第4節 目標年度

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）を初年度とし、平成 41 年度（2029 年度）を目標年度とした 11 年間の計画とします。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、概ね 5 年毎に改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件が大きく変動した場合には、本計画で掲げるごみ減量化目標やごみ減量化施策等について、達成度や各々の取り組み状況等を踏まえ見直しを行うことが求められています。

そのため、本計画では、平成 36 年度（2024 年度）を中間目標年度とし、本計画で掲げるごみ減量化目標やごみ減量化施策等の見直しを行うものとしてします。



第5節 本計画における評価・改善

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。

本町は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」に則り、本計画について継続的に評価・改善を行います。

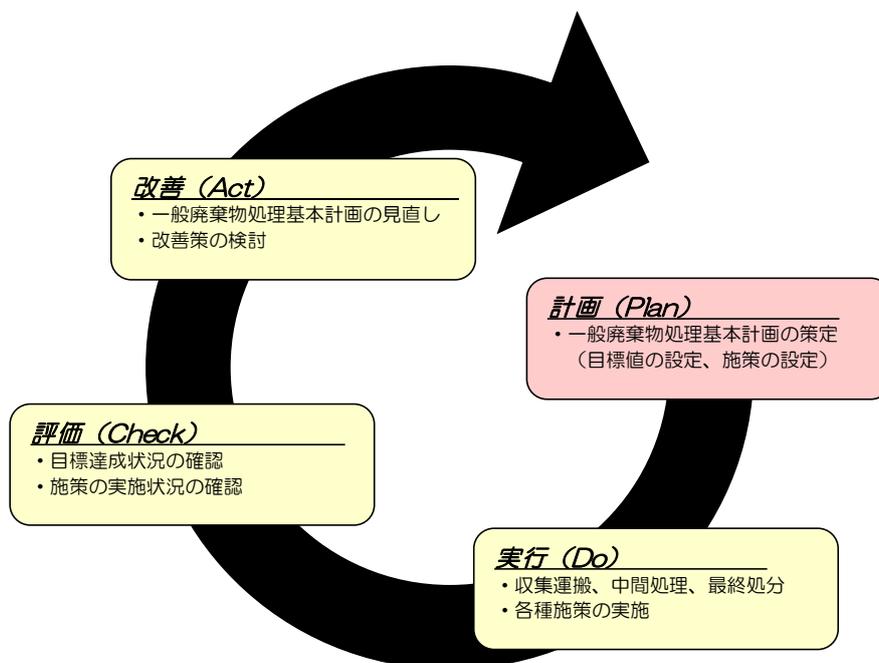


図 1-5-1 本計画における PDCA サイクル（イメージ図）

第2章 地域の概況

第1節 自然環境

1. 位置と地勢

本町は、島根半島の北東約 80km の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島であり、面積は、242.82km²です。また、北西約 158 kmには竹島があり、隠岐の島町に属しています。

地勢は、ほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山（608m）を中心に、500m級の山々が連なり、これを源に発する八尾川、重栖川、中村川流域に平地が開けています。島の周辺の海岸全域は、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や急峻な山並等が風光明媚な景観を醸し出しています。また、海岸は自然の良港に恵まれ、周辺の海域は、北からのリマン海流と南からの対馬海流の影響を受け、国内有数の好漁場となっています。

海路は、西郷港から本土へフェリーで約 2 時間 25 分、高速船で約 1 時間 10 分、空路は隠岐空港から出雲空港へ約 25 分、大阪（伊丹）空港へ約 50 分で結ばれています。



図 2-1-1 本町の位置

第2節 社会環境

1. 人口動態等

1) 人口動態

平成25年度から平成29年度における本町の人口は、下記に示すとおり、減少傾向を示しています。

なお、各年度の人口は、10月1日時点の人口です。



図 2-2-1 人口の推移

2) 年齢別人口推移

平成 22 年度及び平成 27 年度における本町の年齢別人口の推移について、人口が増加している年齢は、「0 歳～4 歳」、「40 歳～44 歳」、「65 歳～69 歳」、「85 歳以上」となっており、特に「65 歳～69 歳」については、400 人以上増加しています。

また、65 歳以上の高齢化率に目を向けると、平成 22 年度は約 34%、平成 27 年度は約 38%となっており、増加傾向を示しています。

※年齢不詳は含んでいません。

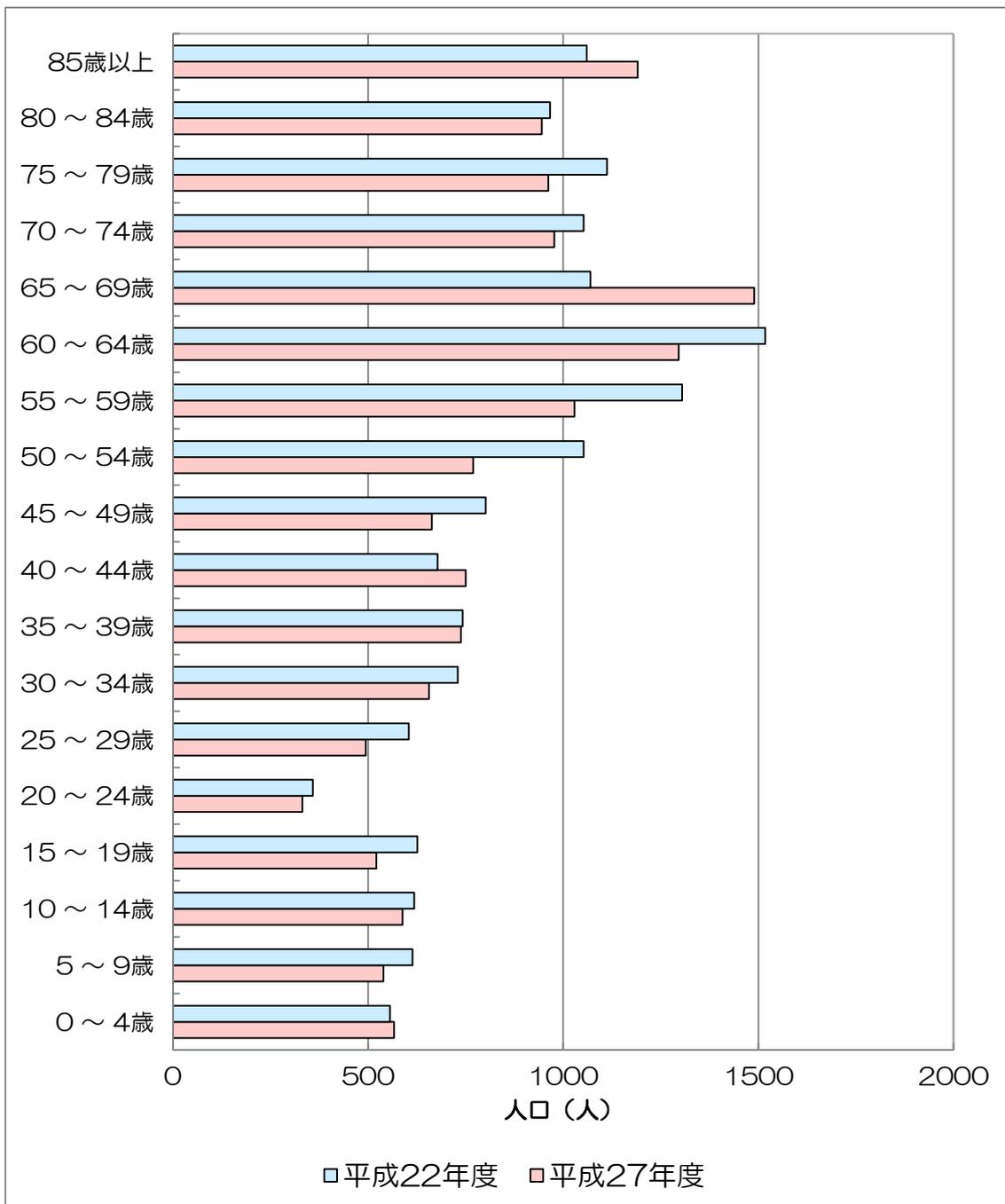


図 2-2-2 年齢別人口の推移

資料：国勢調査

3) 人口ピラミッド

平成 29 年度における本町の人口ピラミッドは、下記に示すとおり、少子高齢化が進行していると考えられます。

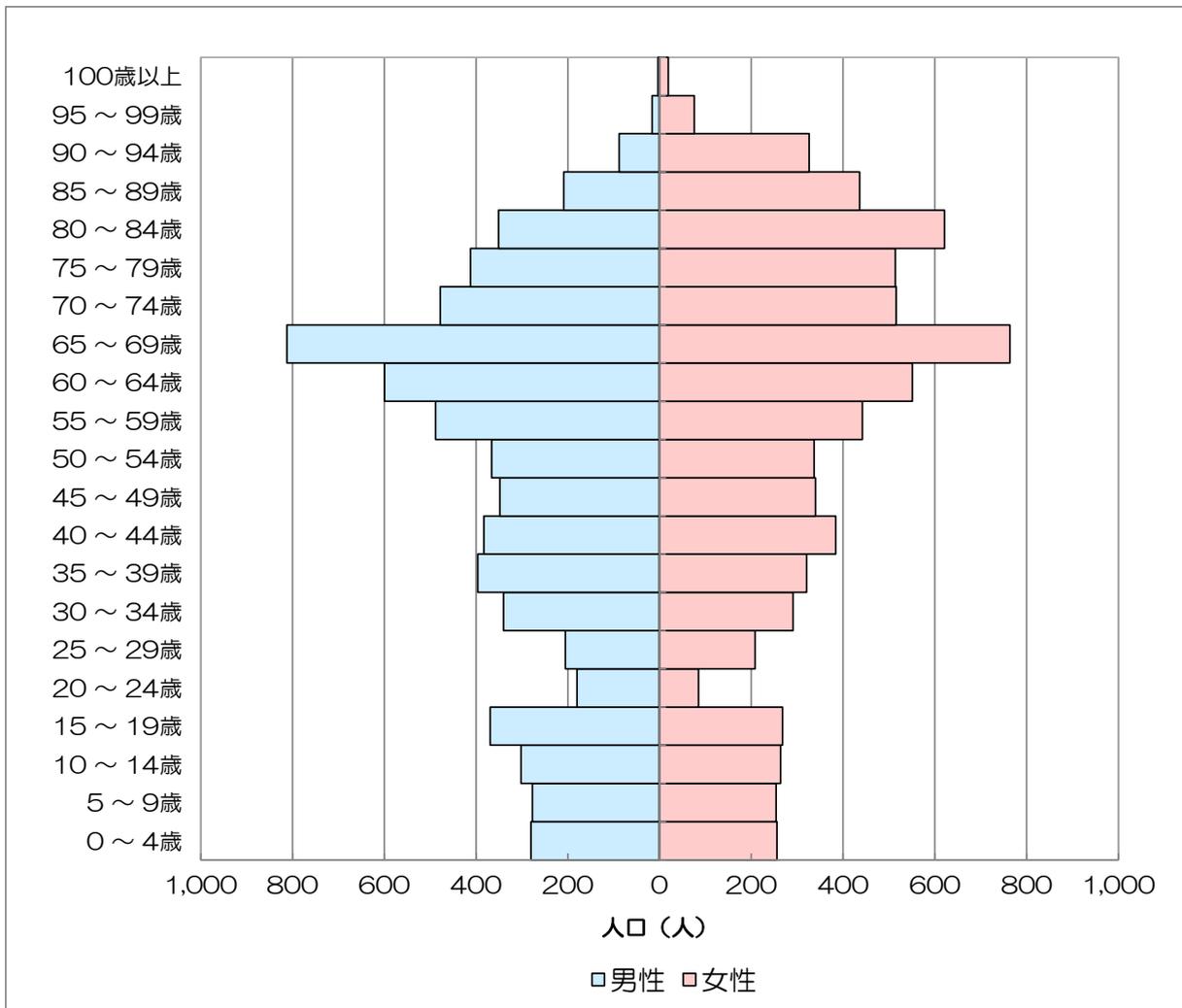


図 2-2-3 平成 29 年度における人口ピラミッド

資料：しまね統計情報データベース

2. 産業

1) 産業構造

平成 21 年度及び平成 26 年度における本町の産業構造は、下記に示すとおり、第 3 次産業が最も栄えており、平成 26 年度においては、事業所は全体の約 78.9%、従業者数は、全体の約 76.5%を占めています。

また、全体の傾向に目を向けると、総事業所数及び総従業者数ともに、減少傾向を示しています。

表 2-2-1 産業構造

			平成21年度	平成26年度
総事業所数（事業所）			1,210	1,073
総従業者数（人）			7,389	6,455
第 1 次	事業所	事業所数（事業所）	23	21
		構成比（%）	1.9	2.0
	従業者	従業者数（人）	368	368
		構成比（%）	5.0	5.7
第 2 次	事業所	事業所数（事業所）	235	205
		構成比（%）	19.4	19.1
	従業者	従業者数（人）	1,425	1,146
		構成比（%）	19.3	17.8
第 3 次	事業所	事業所数（事業所）	952	847
		構成比（%）	78.7	78.9
	従業者	従業者数（人）	5,596	4,941
		構成比（%）	75.7	76.5

資料：経済センサス基礎調査

2) 観光

平成 18 年度から平成 27 年度における本町の観光客の推移は、下記に示すとおり、景気の悪化や海外旅行の低価格化などによって国内旅行が低迷し、平成 25 年度までは減少傾向を示していましたが、平成 25 年に世界ジオパークの認定を受けたことや、誘客促進、観光振興事業の展開による成果により、平成 26 年度以降は、増加傾向に転じています。

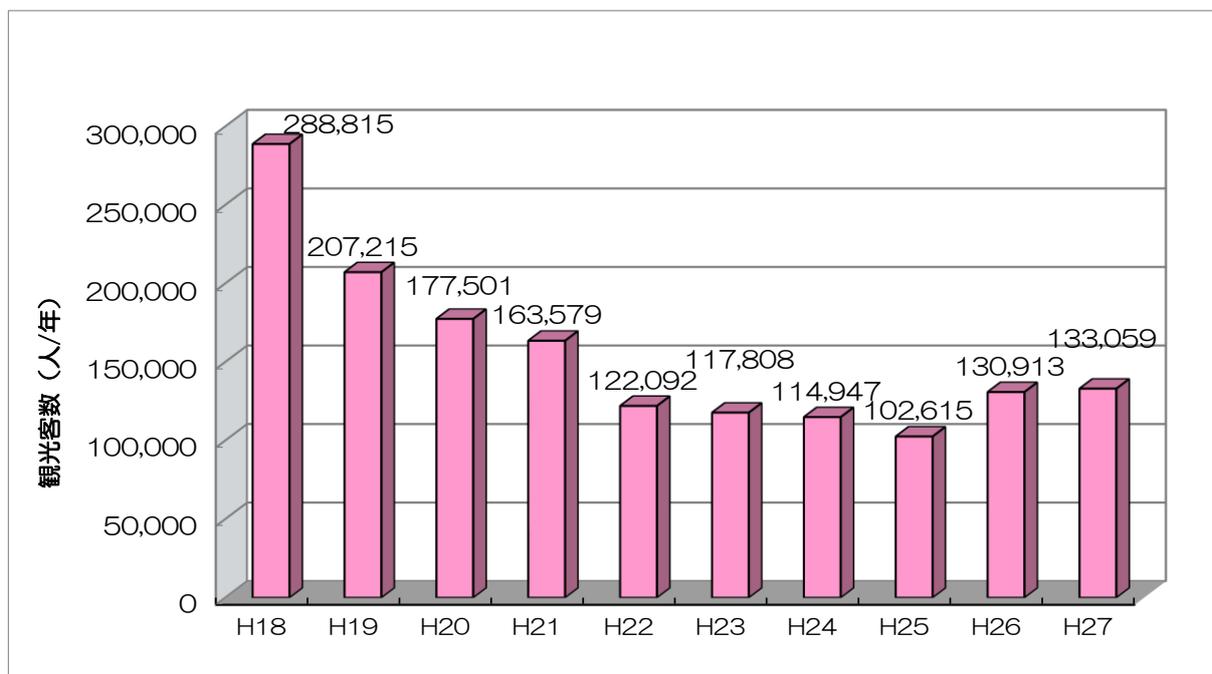


図 2-2-4 観光客の推移（年別）

資料：島根県統計書

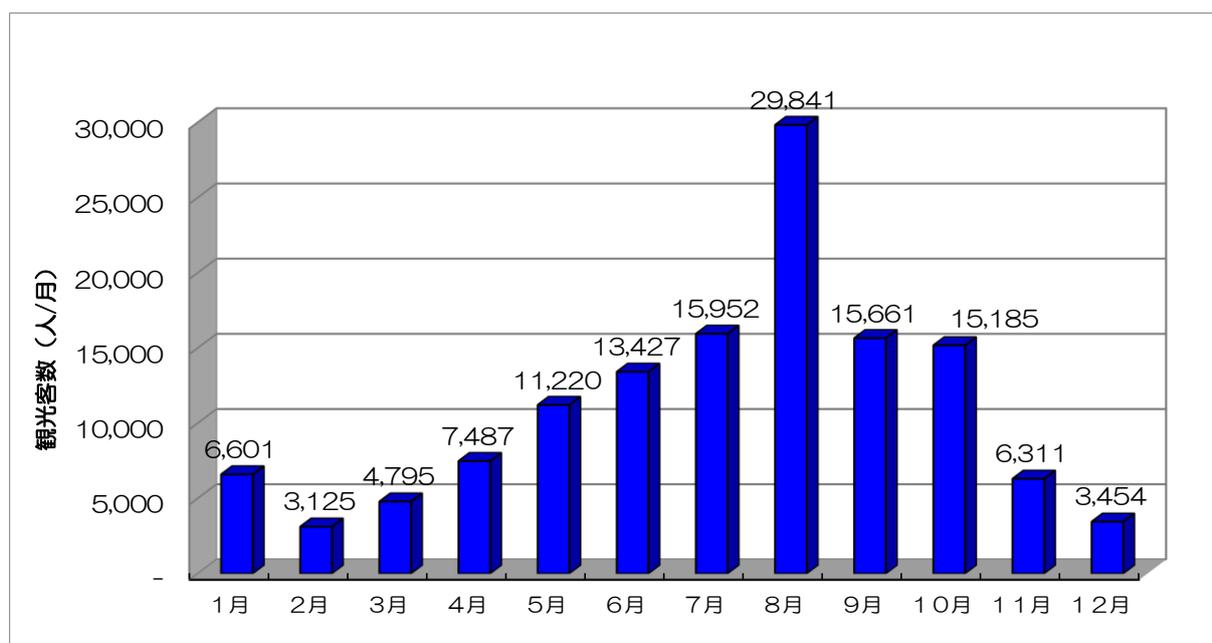


図 2-2-5 平成 27 年度における観光客の推移（月別）

資料：島根県統計書

第3節 土地利用

1. 土地利用状況

平成 23 年度から平成 27 年度における本町の土地利用状況は、下記に示すとおり、本町のほとんどの土地は山林となっています。

直近の平成 27 年度における土地利用状況では、山林が約 84.8%と最も高く、田が約 6.6%、畑が約 4.1%、住宅が 3.0%、雑種地が 0.9%と続いています。

表 2-3-1 土地利用状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	ha	ha	ha	ha	ha	割合(%)
合計	99,010.2	100,993.3	100,906.7	101,178.7	101,827.9	
田	6,855.19	6,841.037	6,806	6,785	6,753.1	6.6
畑	4,223.6	4,220.0	4,183.2	4,173.4	4,168.7	4.1
宅地	3,116.5	3,108.3	3,096.4	3,109.2	3,098.9	3.0
池沼	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0
山林	83,288.1	85,282.4	85,257.2	85,555.4	86,231.8	84.8
牧場	0	0	0	0	17.9	0.0
原野	608.5	617.2	624.7	625.7	633.6	0.6
雑種地、その他	911.3	917.2	931.9	923.0	916.8	0.9

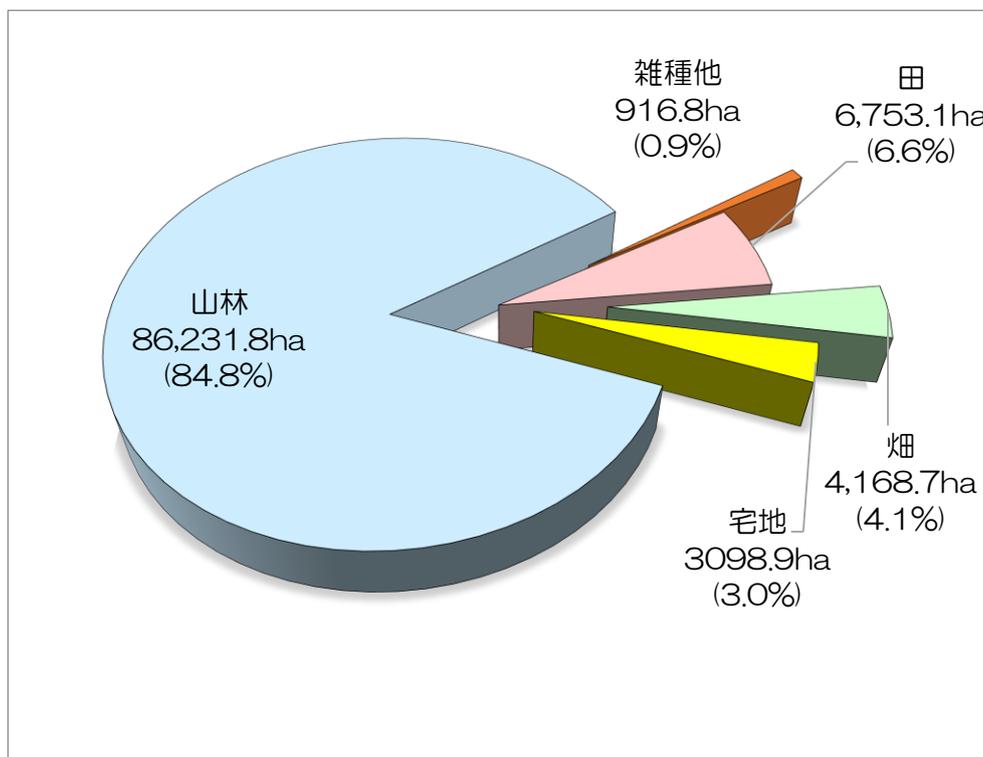


図 2-3-1 平成 27 年度における土地利用状況

資料：島根県統計書

第3章 ごみ処理の実態と課題

第1節 ごみ処理の実態

1. ごみ処理の流れ等

1) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理の流れは、下記に示すとおりです。

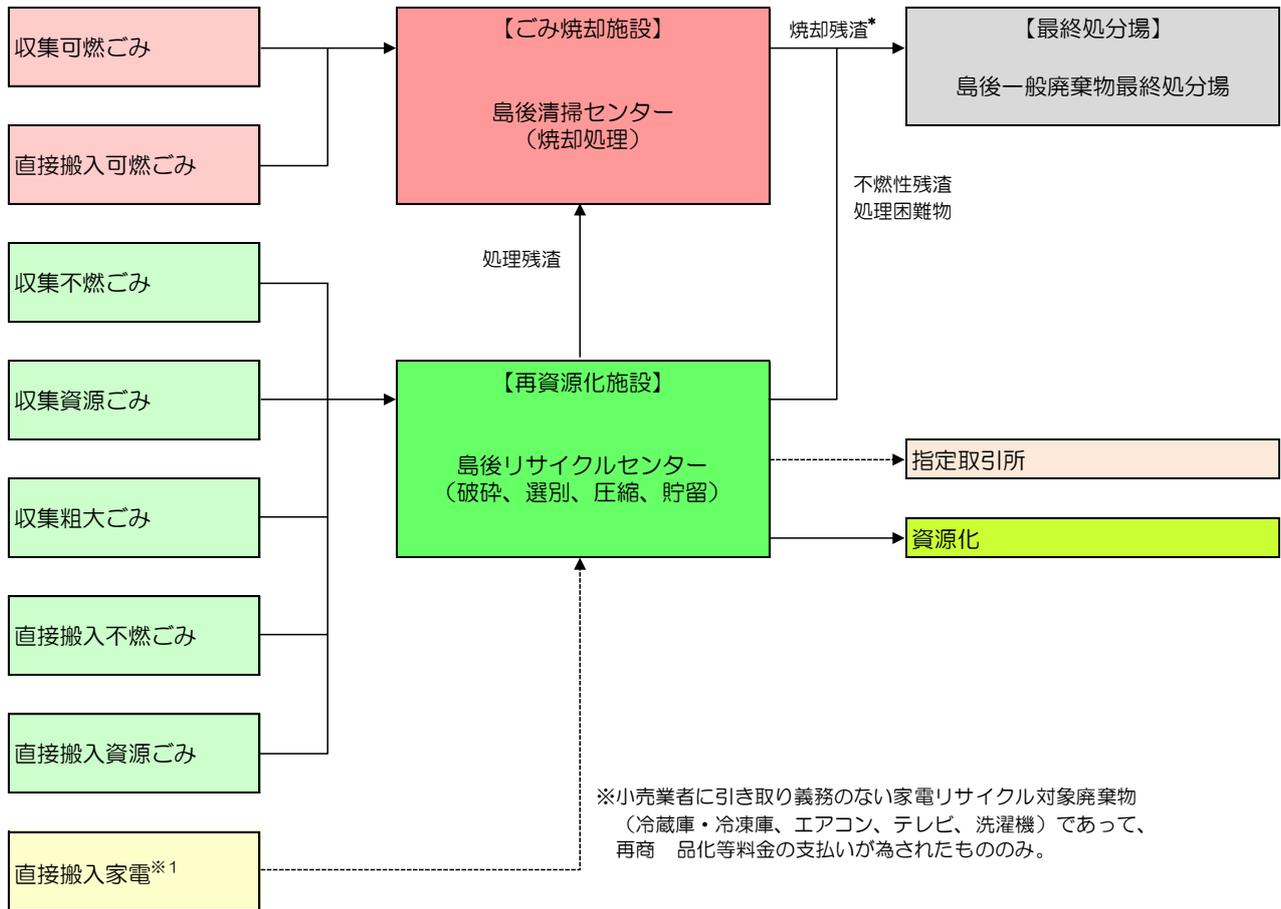


図 3-1-1 ごみ処理の流れ

焼却残渣

・焼却灰（ごみが焼却されたのちに燃焼室から落下して排出される灰）と飛灰（燃焼ガスに随伴され、ポイラーや集じん機で捕集されるばいじんを総称したもの）のことを言います。

2) 収集区分等

本町の収集区分は、下記に示すとおり、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ（缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類）」、「粗大ごみ」の4種7品目となっています。

表 3-1-1 収集区分等

分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料	
可燃ごみ	台所ごみ、紙・布類、木くず・庭草類、プラスチック容器、ポリ袋類、発泡スチロール類・カップ類・ゴム類	直営	2回/週	1容器10kg以内100円	
不燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、電気（小型）・台所製品類	委託	2回/月	1容器10kg以内100円	
資源ごみ	缶類	スチール缶、アルミ缶	委託	2回/月	無料
	ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他ビン			
	ペットボトル	ペットボトル			
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール			
粗大ごみ	タンス、机、ベッド、応接セット、サイドボード、自転車、食器棚、じゅうたん、イス、ストーブ、レンジ等	委託（ステーション、各戸） 許可（各戸）	委託（1回/月） 許可（随時）	1辺の長さ及び高さが50cm以上の大型ごみ1個300円（許可については、許可業者により料金設定）	

3) 直接搬入ごみ等の手数料

島後清掃センター及び島後リサイクルセンターに直接搬入または町の許可業者に収集運搬を依頼する際の事業系ごみ等の手数料は、下記に示すとおりです。

表 3-1-2 直接搬入ごみ等の手数料

取り扱い区分	単位	金額
日常の家庭生活及び事業所から排出される家電リサイクル法対象品目のうち小売業者の取り引き義務のない対象機器で自ら処分場へ搬入するもの	テレビ・洗濯機、衣類乾燥機 1台につき	3,000円
	冷蔵庫・冷凍庫・エアコン 1台につき	4,000円
日常の家庭生活から排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	自動車1台10kgまたはその端数につき	50円
事業活動により排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	自動車1台10kgまたはその端数につき	100円
事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物で次のもののうち町長が許可するもので自ら処分場へ搬入するもの 1 工作物除去に伴って生じた木くず 2 工作物除去に伴って生じた不燃性破片その他これに類するもの	自動車1台100kgまたはその端数につき	3,000円

2. ごみ処理施設（中間処理施設）の概要

1) ごみ焼却施設

(1) 概要

本町のごみ焼却施設の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-3 ごみ焼却施設の概要

名 称	島後清掃センター
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山 1 番 2
竣 工	平成 5 年 3 月
処 理 方 式	機械化バッチ式ストーカ炉
処 理 能 力	25t/日 (12.5t/8h×2 炉)
処 理 対 象 物	可燃ごみ

2) 再資源化施設

(1) 概要

本町の再資源化施設の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-4 再資源化施設の概要

名 称	島後リサイクルセンター
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用 16 番地
竣 工	平成 13 年 3 月
処 理 方 式	破碎、選別、圧縮
処 理 能 力	2.7t/5h
処 理 対 象 物	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

3. 最終処分場

本町の最終処分場の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-5 最終処分場の概要

名 称	島後一般廃棄物最終処分場
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用 16 番地
竣 工	平成 14 年 3 月
埋 立 容 量	80,000m ³
残 余 容 量	32,931m ³ (平成 30 年 3 月末時点)
浸出液処理能力	35m ³ /日
埋 立 対 象 物	島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣 (処理困難物含む)

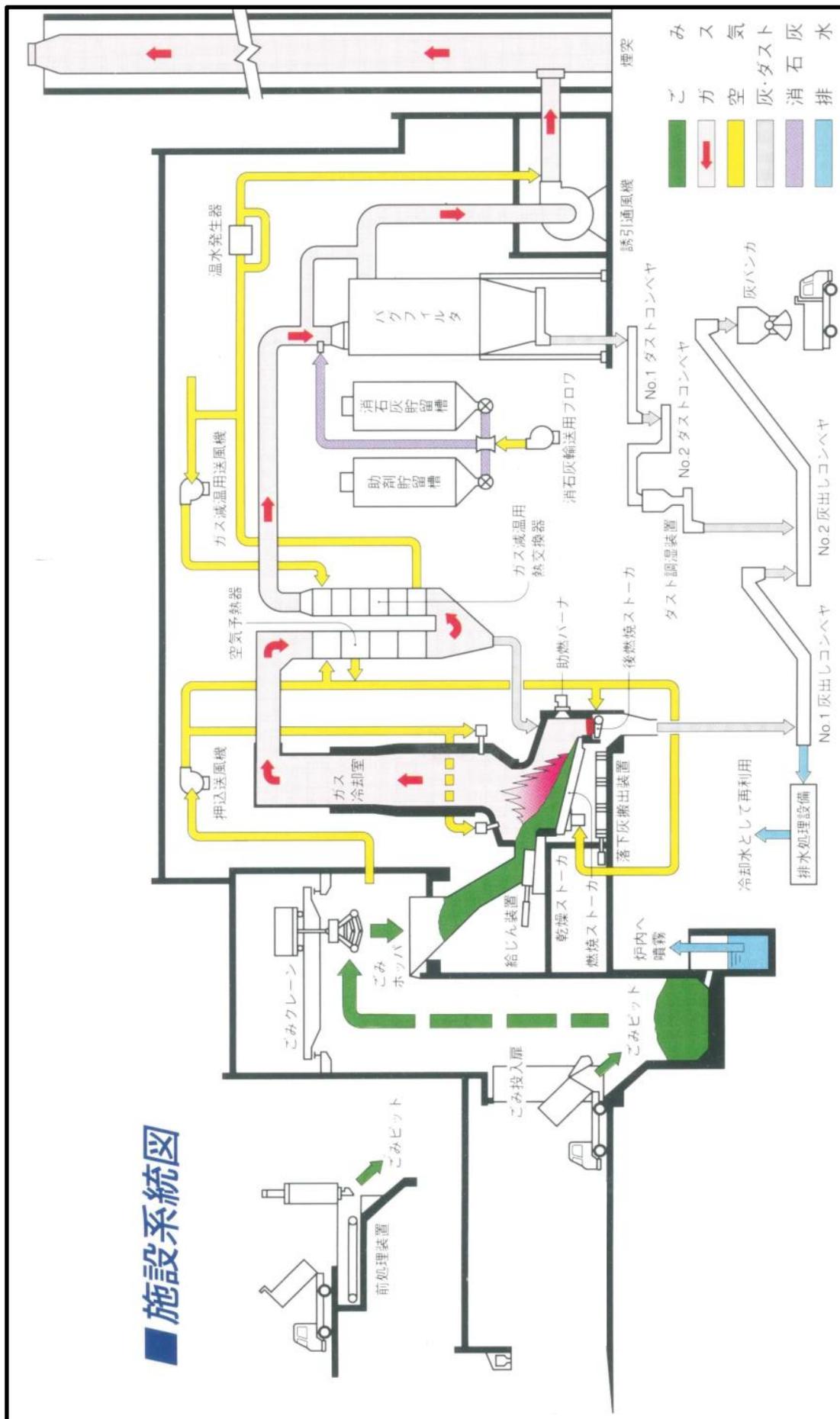


図 3-1-2 島後清掃センターの処理フロー

4. ごみ排出量の状況

1) 搬入形態別年間ごみ量

平成25年度から平成29年度における本町の搬入形態別年間ごみ量は、下記に示すとおり、事業系ごみ量は減少傾向を示していますが、家庭系ごみ量は増加傾向を示しています。

なお、本町では、集団回収*を実施するための体制が確立できていないため、集団回収量は計上していません。

表 3-1-6 搬入形態別年間ごみ量の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513
合計	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
家庭系ごみ	t	5,876	5,968	5,994	5,851	5,787
家庭系収集ごみ	t	2,633	2,570	2,487	2,355	2,274
家庭系直接搬入ごみ	t	3,243	3,398	3,507	3,496	3,513
事業系ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
事業系収集ごみ	t					
事業系直接搬入ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
集団回収量	t					

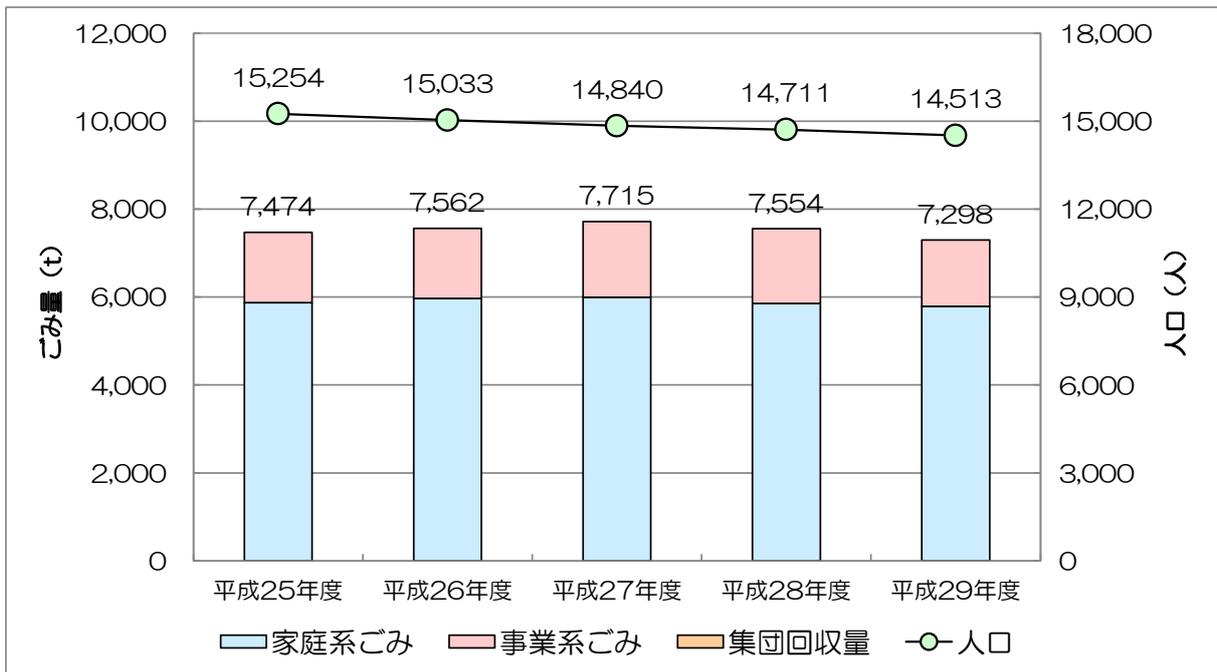


図 3-1-4 搬入形態別年間ごみ量の推移

集団回収

・自治会、PTA、子ども会などが主体となって、家庭から排出される古紙類等を自主的に回収し、資源回収業者に引き渡すことを言います。

2) 収集ごみ量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の収集ごみ量は、下記に示すとおり、家庭系ごみ量は横ばいで推移しています。

なお、事業系ごみは収集していないため、量として計上していません。

表 3-1-7 収集ごみ量の推移

単位：t

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,091	2,118	2,099	2,020	1,946
	不燃ごみ	111	103	79	70	64
	資源ごみ	419	336	300	260	257
	粗大ごみ	12	13	9	5	7
	合計	2,633	2,570	2,487	2,355	2,274
事業系ごみ	可燃ごみ					
	不燃ごみ					
	資源ごみ					
	粗大ごみ					
	合計					
家庭系ごみ+事業系ごみ		2,633	2,570	2,487	2,355	2,274

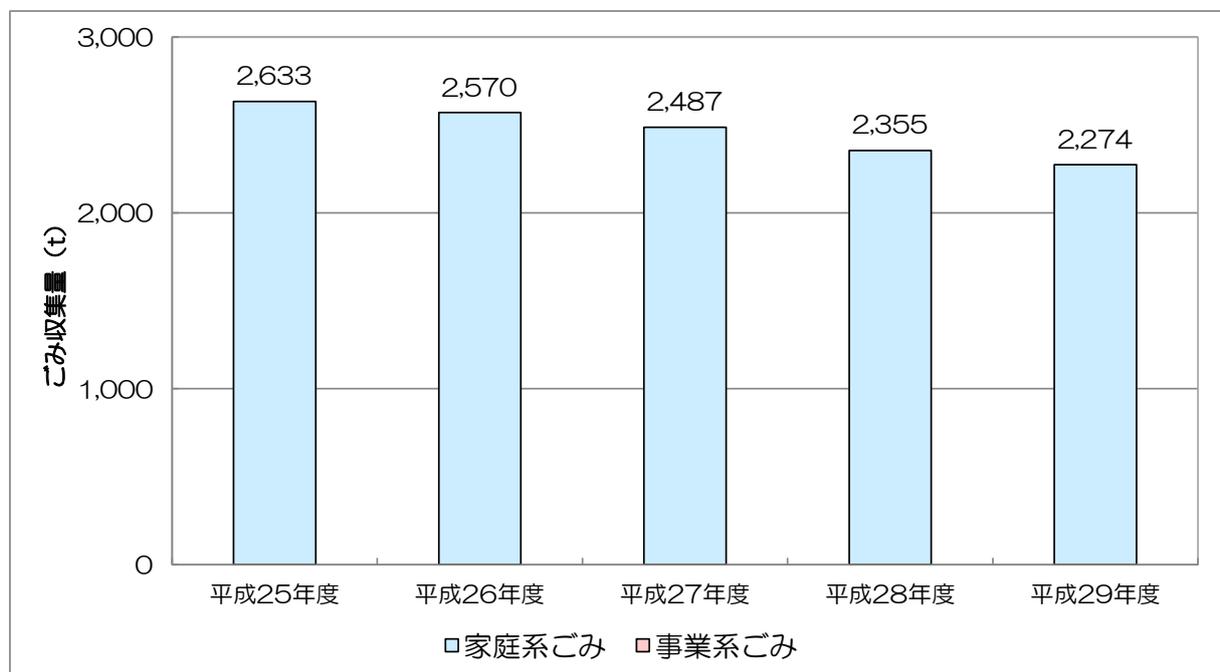


図 3-1-5 収集ごみ量の推移

3) 直接搬入ごみ量

平成25年度から平成29年度における本町の直接搬入ごみは、下記に示すとおり、事業系ごみ量は減少傾向を示していますが、家庭系ごみ量は増加傾向を示しています。

表 3-1-8 直接搬入ごみの推移

単位：t

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,727	2,870	2,972	2,697	2,770
	不燃ごみ	502	508	520	780	726
	資源ごみ	14	18	15	19	17
	粗大ごみ	0	2	0	0	0
	合計	3,243	3,398	3,507	3,496	3,513
事業系ごみ	可燃ごみ	1,258	1,243	1,298	1,346	1,290
	不燃ごみ	241	235	281	197	139
	資源ごみ					
	その他	99	116	142	160	82
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	合計	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
家庭系ごみ+事業系ごみ		4,841	4,992	5,228	5,199	5,024

※事業系ごみの資源ごみについては、家庭系ごみの資源ごみと混在して搬入するケースが多いため、現在は、すべて家庭系ごみとして集計しています。

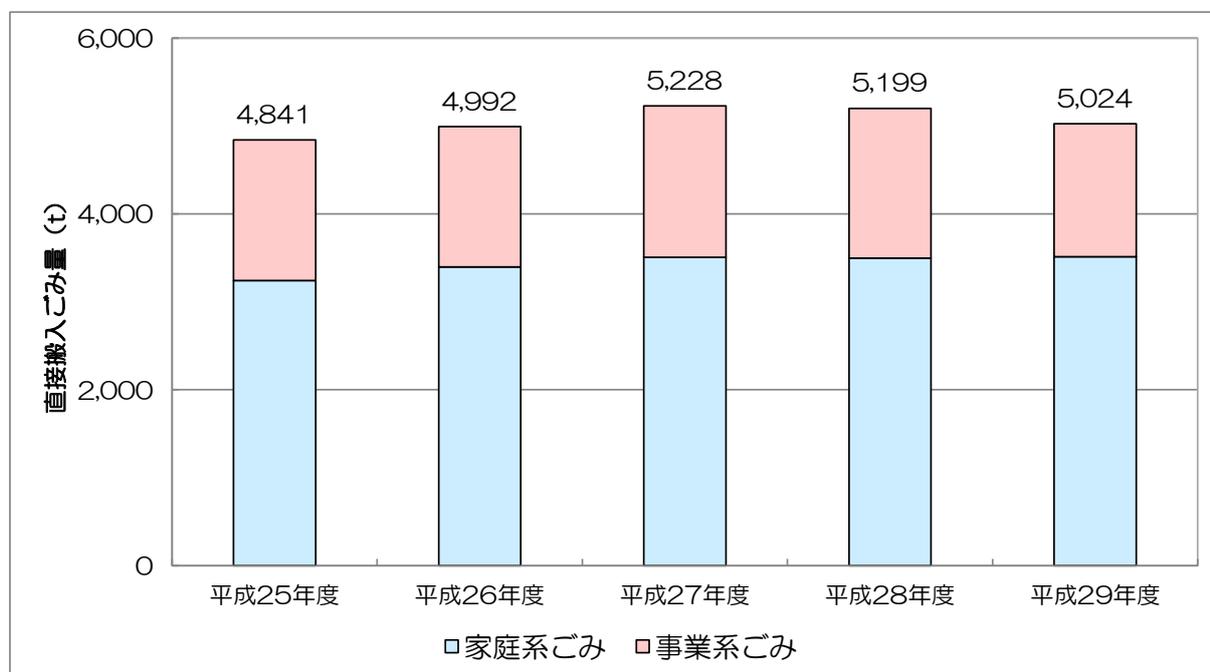


図 3-1-6 直接搬入ごみの推移

4) 家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量

(1) 年度別の推移について

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の家庭系ごみ原単位*は、下記に示すとおり、増加傾向を示しており、平成 26 年度以降は、毎年度 1,000g/人日を超えていることから、全国的に見ても非常に多い値で推移していると言えます。これは、本町が離島であり、集団回収事業が普及していないこと、減量化及び再資源化に係る意識の薄さなど、複合的な要因が考えられます。

表 3-1-9 家庭系ごみ原単位の推移（年度別）

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513
家庭系ごみ	t	5,876	5,968	5,994	5,851	5,787
資源ごみ	t	433	354	315	279	274
家庭系ごみ原単位	g/人日	977.6	1,023.1	1,048.4	1,037.7	1,040.7

※家庭系ごみ原単位＝（家庭系ごみ量－家庭系資源ごみ量）×10⁶÷人口÷365

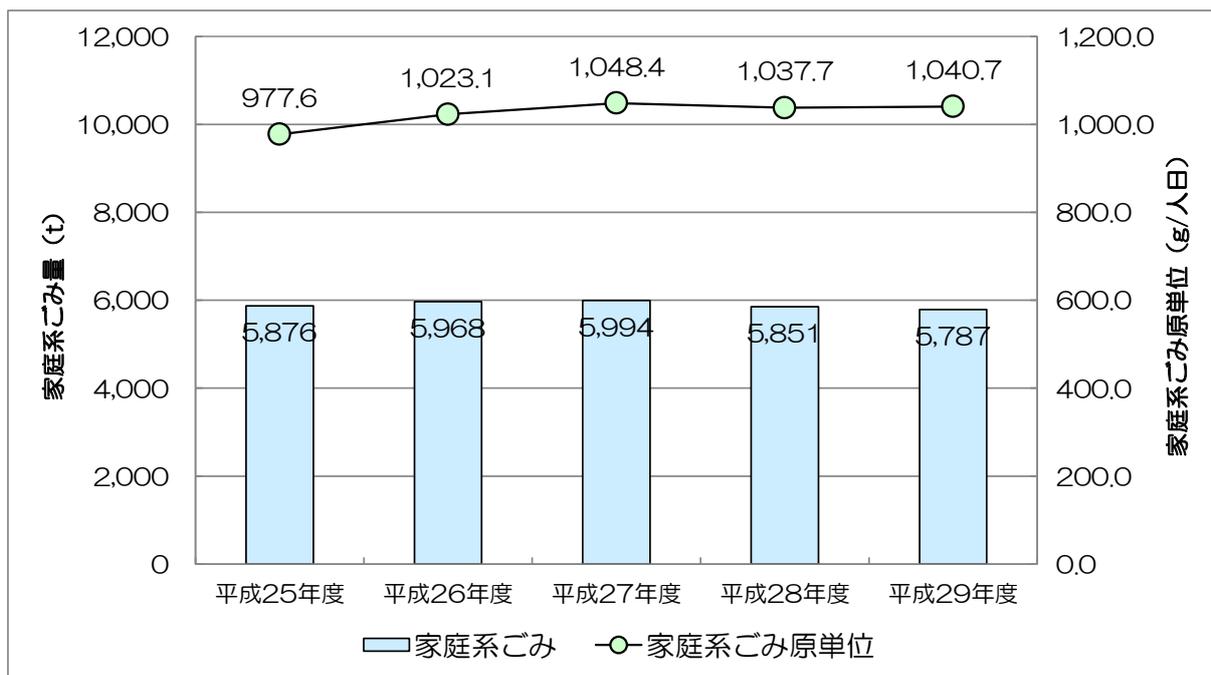


図 3-1-7 家庭系ごみ原単位の推移（年度別）

家庭系ごみ原単位

・町民 1 人 1 人が 1 日に排出するごみの量を言います。

(2) 月別の推移について

平成 29 年度における本町の月別の家庭系ごみ原単位は、下記に示すとおり、9 月が 103.4g/人日と最も多く、3 月（98.6g/人日）、5 月（97.3g/人日）、8 月（96.9g/人日）と続いています。

これらの要因として、9 月は住宅火災による家庭系ごみの増加、3 月は異動に伴う家庭系ごみの増加、5 月は大型連休による観光客の増加及び帰省客の集中が挙げられます。また、8 月は、夏季の観光客の集中により、家庭系ごみ原単位が多いと考えられます。

表 3-1-10 家庭系ごみ原単位の推移（月別）

	単位	平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人口	人	14,550	14,561	14,562	14,551	14,537	14,517	14,513	14,526	14,521	14,504	14,486	14,472
家庭系ごみ	t	432	539	488	531	540	572	457	504	511	336	335	543
資源ごみ	t	25	22	25	25	26	24	20	22	26	15	22	22
家庭系ごみ原単位	g/人日	76.6	97.3	87.1	95.3	96.9	103.4	82.5	90.9	91.5	60.6	59.2	98.6

※人口は、各月1日時点の値とする。

※家庭系ごみは、四捨五入により、平成29年度における家庭系ごみの合計と異なる。

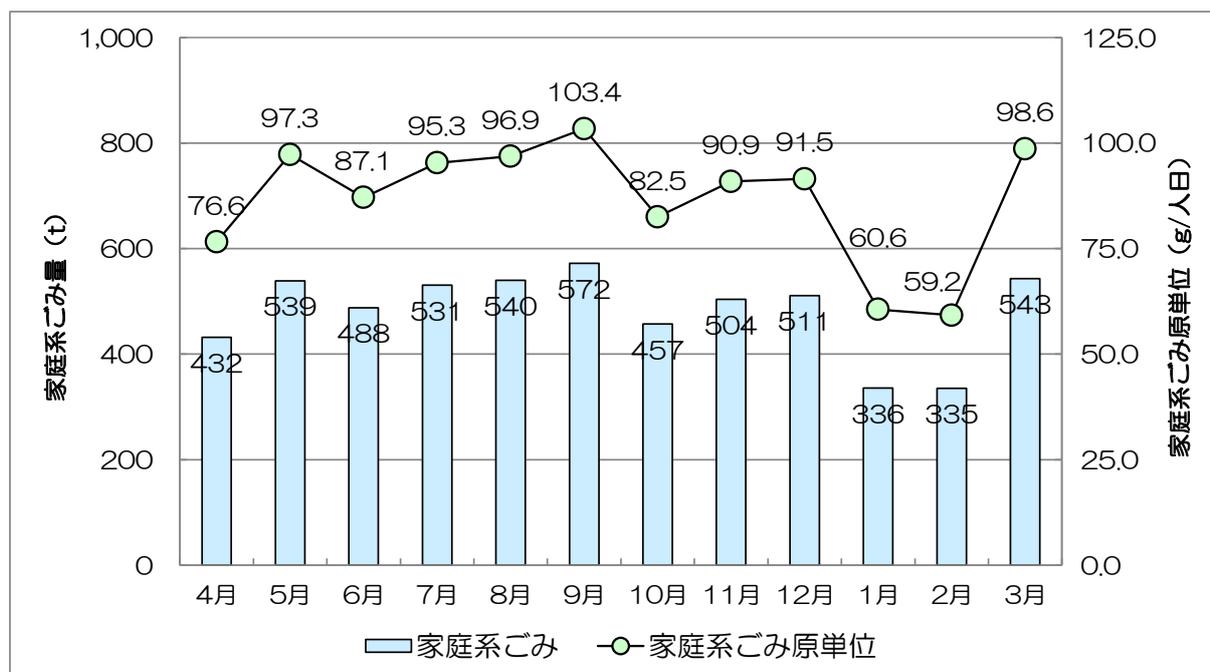


図 3-1-8 家庭系ごみ原単位の推移（月別）

5) 事業系ごみ 1 事業所 1 年あたり平均排出量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の事業系ごみ原単位*は、下記に示すとおり、平成 25 年度から平成 28 年度においては、増加傾向を示していましたが、平成 29 年度に減少しています。

表 3-1-11 事業系ごみ原単位の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	事業所	1,210	1,073	1,073	1,073	1,073
事業系ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
資源ごみ	t	0	0	0	0	0
事業系ごみ原単位	t/事業所	1.3	1.5	1.6	1.6	1.4

事業系ごみ原単位 = (事業系ごみ量 - 事業系資源ごみ量) ÷ 事業所数

※平成25年度の事業所数は、事業内容不詳の事業所を除いた値

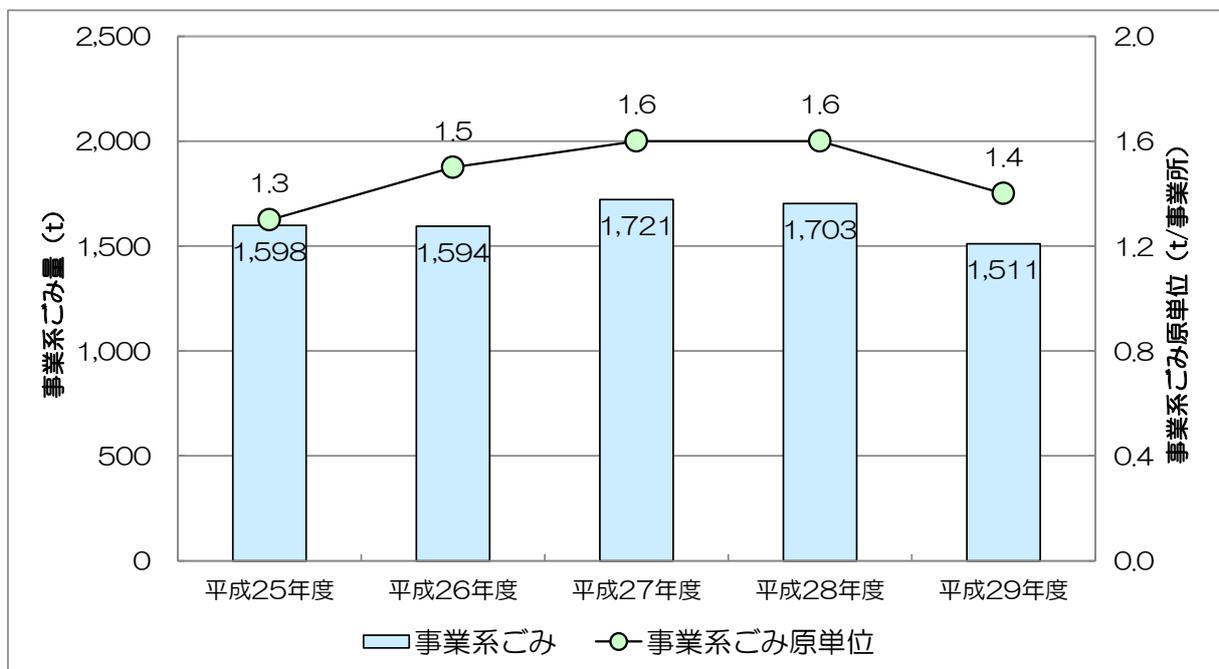


図 3-1-9 事業系ごみ原単位の推移

事業系ごみ原単位

・ 1 事業所が 1 日に排出するごみの量を言います。

6) ごみ質の状況

本町では、毎年度4回ずつ、ごみ質の調査を行っており、平成25年度から平成29年度におけるごみ質調査結果（各年度の平均）は、下記に示すとおりです。

島後清掃センターにおける低位発熱量*の設計基準は、3,140kJ/kg から 7,540kJ/kg であり、直近5年間の平均値（7,550kJ/kg）とほぼ同程度のため、本町では、島後清掃センター建設当初に比べ、高カロリー化が進行し、ごみ処理施設における設計基準を超えている場合は、施設への負荷が高く、傷みやすい状態になっていると考えられます。これは、近年、インターネット販売の普及により、ダンボール類等が増加していることが要因だと考えられます。

表 3-1-12 ごみ質調査結果

測定年度		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均値
ごみの種類組成	紙・布類	%	49.0	53.6	58.4	48.8	51.0	53.5
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	%	15.8	18.2	15.4	15.4	16.9	16.5
	木・竹・ワラ類	%	8.5	9.7	11.7	14.5	5.5	9.6
	ちゅう芥類*	%	17.1	15.6	11.8	18.4	19.5	15.6
	不燃物類	%	2.5	0.5	1.0	0.6	1.1	0.9
	その他	%	7.1	2.4	1.7	2.3	6.0	3.9
	合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量*		kg/m ³	160	143	135	130	133	140
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	6,370	7,705	8,758	6,960	6,620	7,550
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	6,795	7,755	9,428	8,023	7,535	8,204
三成分	水分	%	52.6	46.4	42.7	47.4	50.7	47.3
	灰分	%	6.6	5.3	5.1	9.3	7.5	6.5
	可燃分	%	40.8	48.3	52.3	43.3	41.9	46.2
	合計※	%	100.0	100.0	100.1	100.0	100.1	

※四捨五入により、必ずしも100.0にならない場合がある。

低位発熱量

・施設設計等の種々の過程で熱量計算を行う際に使用する、ごみ自体が持つ発熱量のことを言います。

ちゅう芥類

・家庭の台所等から出てくる生ごみのことを言います。

単位容積重量

・水分が多いごみ等の場合に大きくなり、紙類及びプラスチック類の含有量が増えるほど小さくなります。

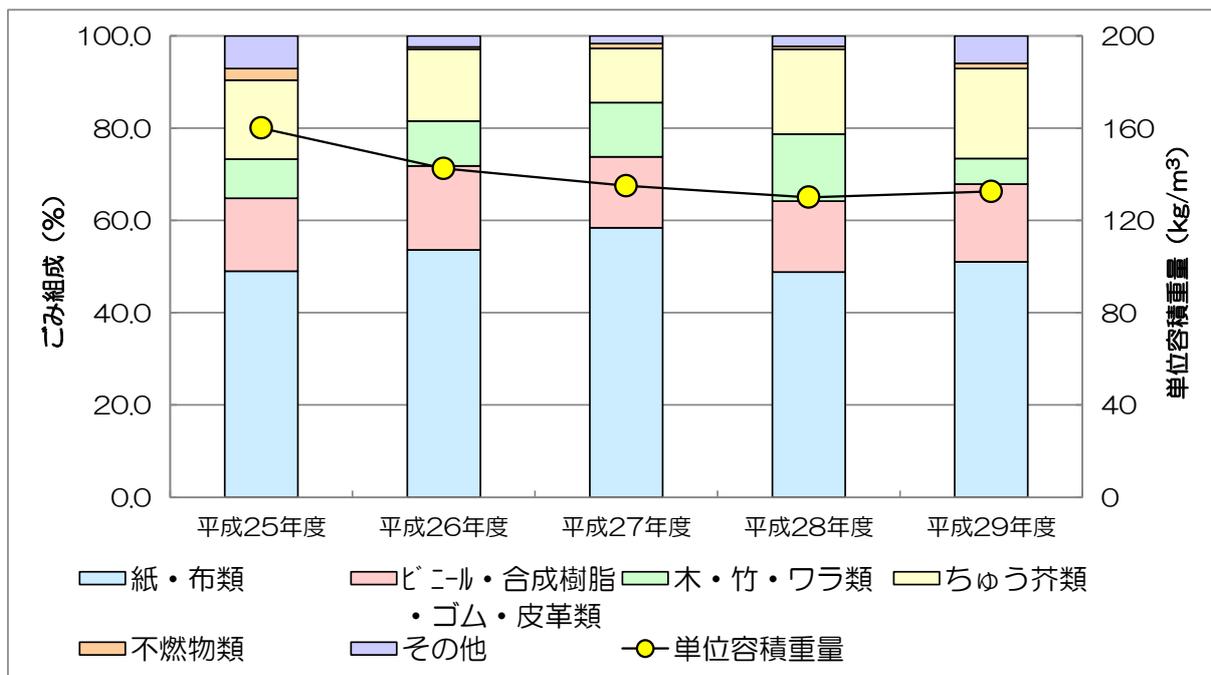


図 3-1-10 ごみ組成及び単位容積重量の推移

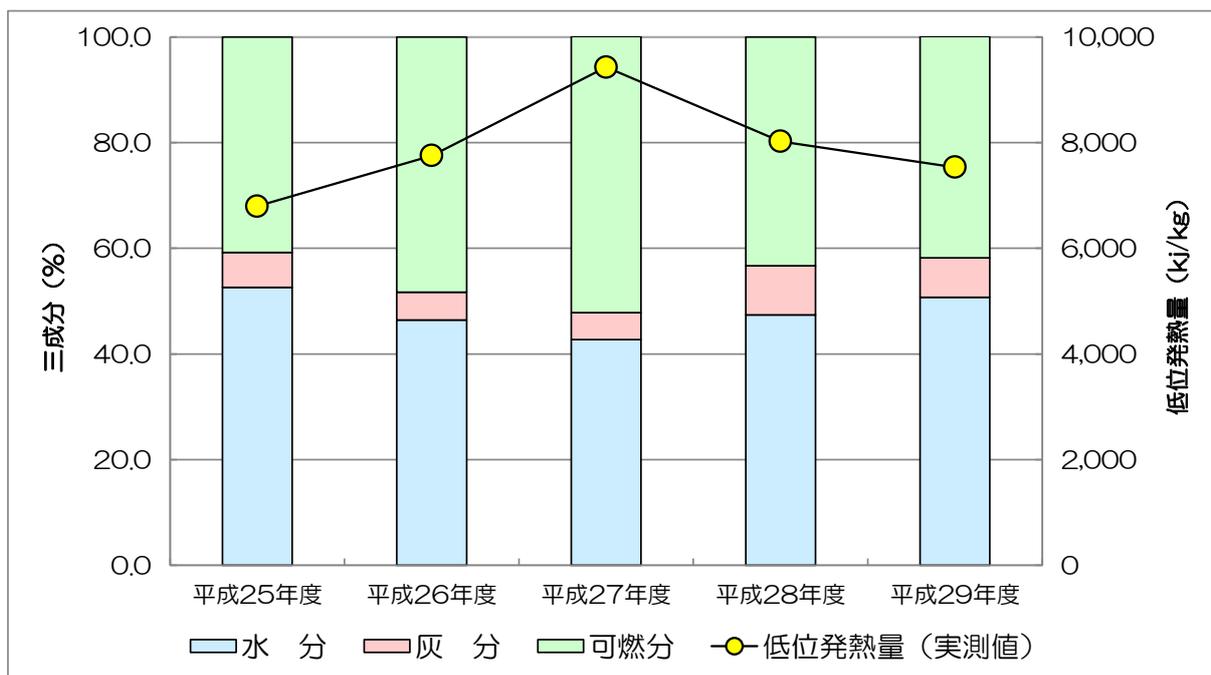


図 3-1-11 三成分及び低位発熱量の推移

7) ごみ処理量及びごみ処分量の実績

(1) 焼却処理量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の焼却処理量は、下記に示すとおり、横ばいで推移しています。

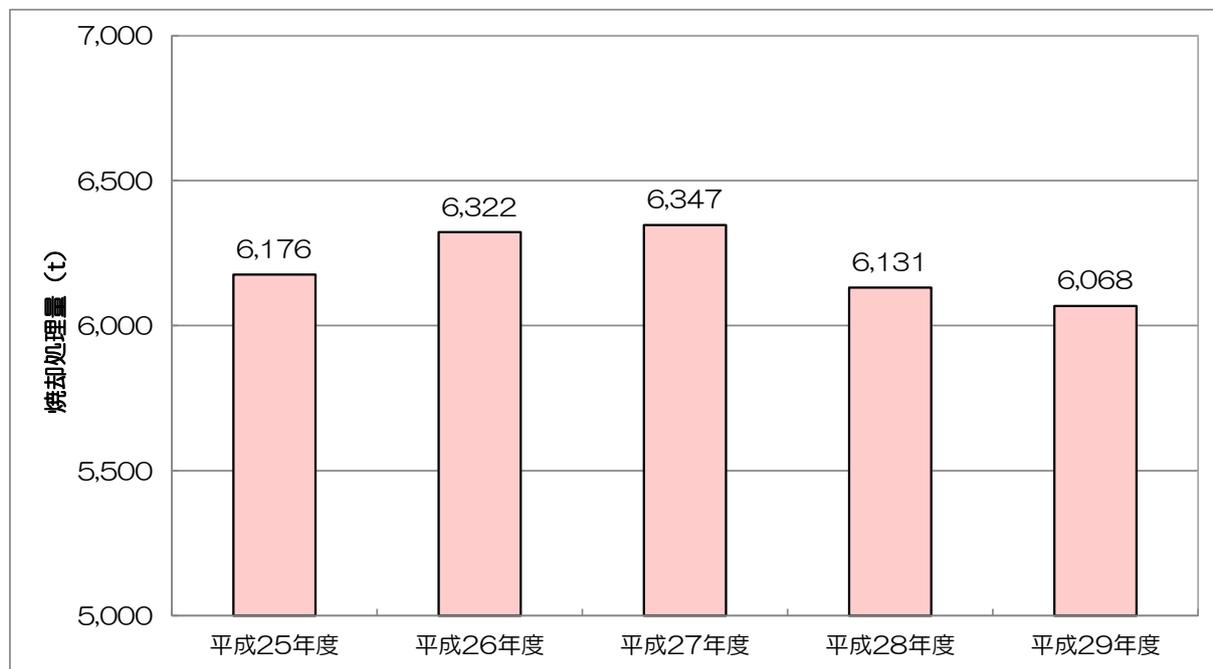


図 3-1-12 焼却処理量の推移

(2) 再資源化処理量

平成25年度から平成29年度における本町の再資源化処理量は、下記に示すとおり、減少傾向を示しています。

表 3-1-13 再資源化処理量の推移

単位：t

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
再資源化処理量	910	1,089	856	1,009	865
残渣焼却	100	91	68	68	62
残渣埋立	100	257	257	439	356
資源化	710	741	531	502	447
缶類	251	345	158	149	141
ビン類	120	107	67	76	63
ペットボトル類	39	35	18	19	17
古紙類	300	254	288	258	226

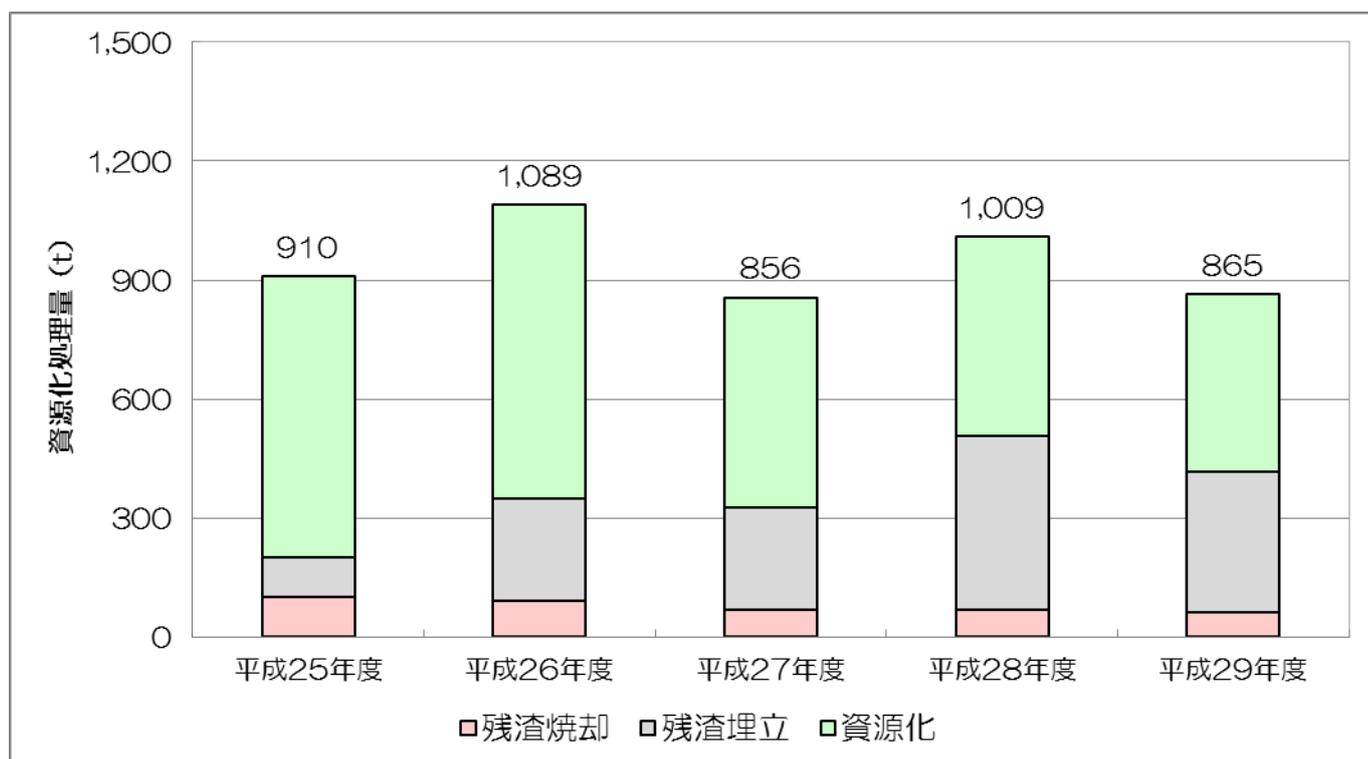


図 3-1-13 再資源化処理量の推移

(3) リサイクル率

平成25年度から平成29年度における本町のリサイクル率は、下記に示すとおり、平成26年度以降、減少傾向を示しています。

表3-1-14 リサイクル率の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
総資源化量	t	710	741	531	502	447
直接資源化量	t	0	0	0	0	0
処理後資源化量	t	710	741	531	502	447
集団回収量	t	0	0	0	0	0
リサイクル率	%	9.5	9.8	6.9	6.6	6.1

※リサイクル率＝総資源化量÷(家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量)

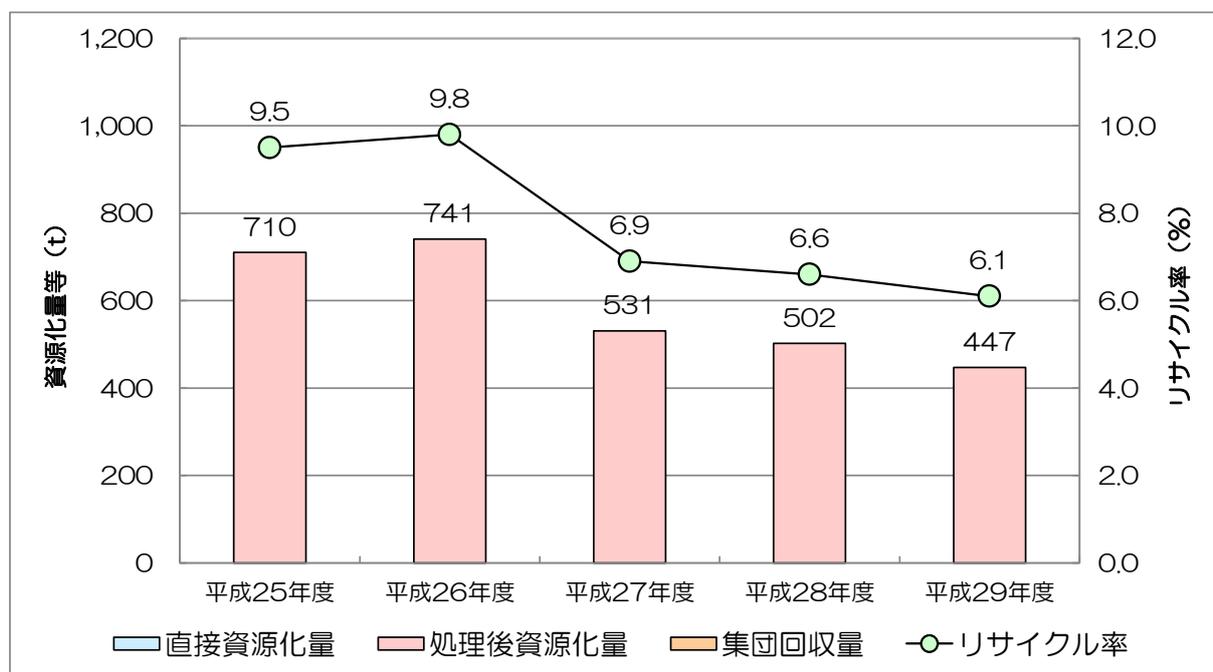


図3-1-14 リサイクル率の推移

(4) 最終処分量*

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の最終処分量は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。なお、最終処分量のうち、焼却残渣量は減少傾向、資源化処理残渣量は増加傾向を示しています。

また、最終処分率*は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。

表 3-1-15 最終処分量の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ量+事業系ごみ量	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
最終処分量	t	1,232	1,324	1,223	1,392	1,285
直接最終処分量	t	0	0	0	0	0
焼却残渣量	t	1,132	1,067	966	953	929
資源化処理残渣量	t	100	257	257	439	356
最終処分率	%	16.5	17.5	15.9	18.4	17.6

※最終処分率=最終処分量÷(家庭系ごみ量+事業系ごみ量)

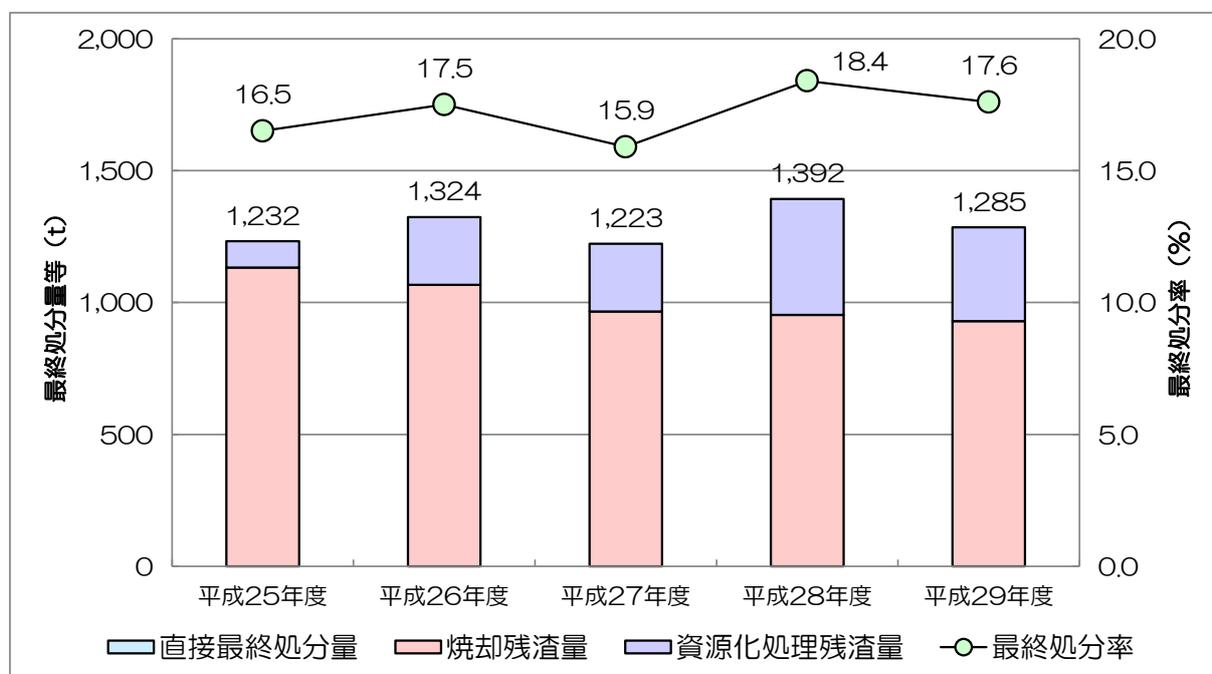


図 3-1-15 最終処分量の推移

最終処分量

・排出された廃棄物のうち焼却処分されずに埋立処分された廃棄物の量を言う。

最終処分率

・排出された廃棄物の量に対する、埋立処分された廃棄物の量の割合を言う。

(5) 埋立容量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の残余容量（即日覆土量を含む）は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。

また、残余容量は、平成 29 年度時点で 32,931m³ 程度であり、埋立率は、58.8% となっています。

表 3-1-16 埋立容量の推移

		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最終処分量		t	1,232	1,324	1,223	1,392	1,285
埋立容量	当該年度	m ³	3,005.3	3,048.4	2,829.5	3,116.8	4,143.9
	累計	m ³	33,930.4	36,978.8	39,808.3	42,925.1	47,069.0
単位容積重量		t/m ³	0.41	0.43	0.43	0.45	0.31
残余容量		m ³	46,069.6	43,021.2	40,191.7	37,074.9	32,931.0
埋立率		%	42.4	46.2	49.8	53.7	58.8

※埋立率＝埋立容量（累計）÷全体埋立容量（80,000m³）×100

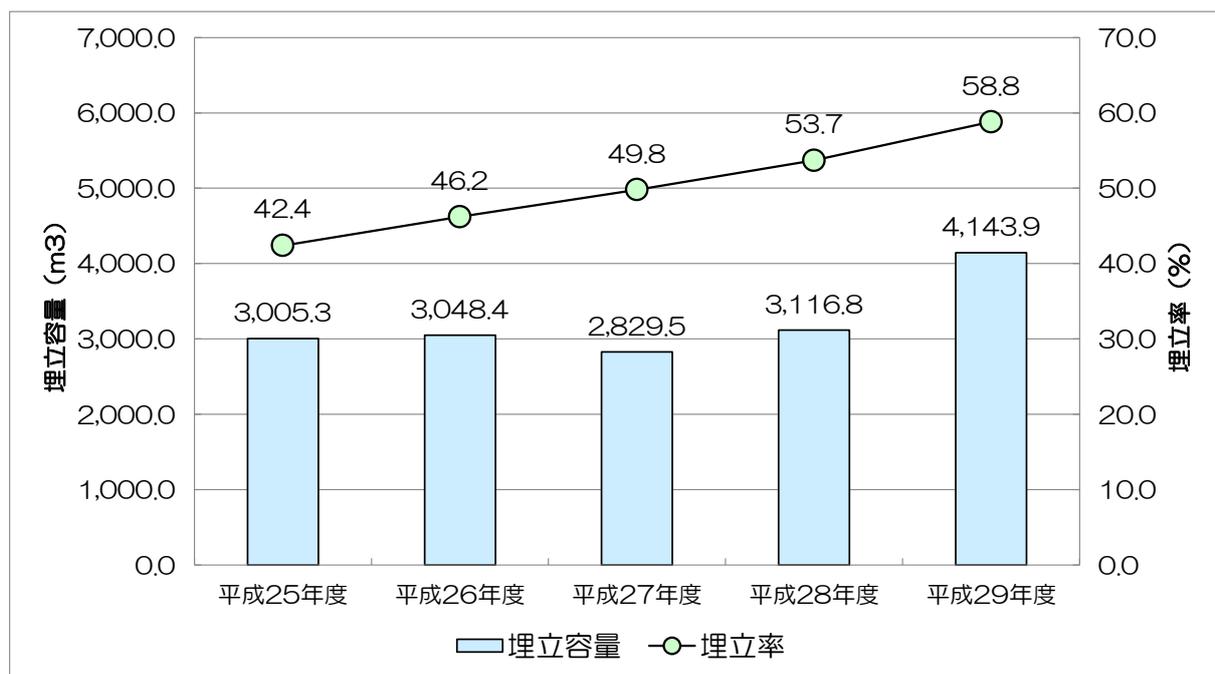


図 3-1-16 埋立容量の推移

8) ごみ処理経費

平成 25 年度から平成 29 年度における本町のごみ処理経費は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。この要因としては、中間処理*施設の老朽化に伴い、毎年度の定期補修工事費等が高くなっていることが考えられます。

表 3-1-17 ごみ処理経費の推移

		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0		
		中間処理施設	千円	84,125	96,938	111,183	126,750	173,159	
		最終処分場	千円	5,880	5,476	17,983	3,726	3,780	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
		調査費	千円	0	0	486	0	0	
小計		千円	90,005	102,414	129,652	130,476	176,939		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	千円	57,231	59,351	61,414	59,417	62,466	
		技能職	収集運搬	千円	40,641	38,338	36,418	36,487	38,289
			中間処理	千円	32,947	31,827	32,873	32,280	30,952
			最終処分	千円	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	千円	10,355	10,496	7,226	6,285	5,479	
		中間処理費	千円	44,217	45,198	45,820	42,372	39,083	
		最終処分費	千円	597	494	765	550	259	
	委託費	車両等購入費	千円	0	12,441	0	6,163	6,216	
		収集運搬費	千円	14,742	15,163	15,163	15,771	15,512	
		中間処理費	千円	43,439	44,113	47,477	41,222	51,648	
		最終処分費	千円	3,764	3,901	3,806	3,773	3,752	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
		調査研究費	千円	0	0	0	0	0	
		小計	千円	247,933	261,322	250,962	244,320	253,656	
その他	千円	8,966	7,865	7,383	18,913	14,795			
合計	千円	346,904	371,601	387,997	393,709	445,390			
ごみ量	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298			
1tあたり処理経費	円/t	46,415	49,141	50,291	52,118	61,029			
人口	人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513			
1人あたり処理経費	円/人	22,742	24,719	26,145	26,763	30,689			

*ごみ量は、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収量」の合計とします。

中間処理

・廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化することを言います。

第2節 ごみ処理における課題

1. 家庭系ごみ原単位

平成 28 年度における県内の市町村の家庭系ごみ原単位は、右記に示すとおりであり、本町（1,037.7g/人日）は、県平均（542.1g/人日）及び全国平均（507.3g/人日）と比較すると、2倍近く高い数値ですが、これは分別収集の遅れ等に起因すると思われるので、今後、家庭系ごみ量の削減を図る必要があります。

表3-2-1 家庭系ゴミ原単位（g/人：日）

	市町村名	人 口	原単位置
1	海士町	2,325	1,477.7
2	西ノ島町	2,928	1,182.7
3	隠岐の島町	14,711	1,037.7
4	江津市	24,369	761.1
5	知夫村	614	749.6
6	川本町	3,442	716.4
7	奥出雲町	13,066	662.0
8	飯南町	5,096	579.0
9	松江市	204,507	547.0
10	大田市	36,258	537.1
11	出雲市	175,026	520.8
12	雲南市	40,057	491.8
13	美郷町	4,997	483.0
14	吉賀町	6,306	472.7
15	安来市	40,018	467.7
16	津和野町	7,806	463.3
17	浜田市	56,164	460.3
18	益田市	48,133	459.1
19	邑南町	11,092	419.9
	島根県	696,915	542.1
	全国	127,921,310	507.3

2. 事業系ごみ原単位

平成 28 年度における県内の市町村の事業系ごみ原単位は、右記に示すとおりであり、本町（1.6t/事業所）は全国平均（2.2t/事業所）及び、県平均（1.7t/事業所）と比較すると低い数値ですが、県内において 19 市町村中 5 番目に高いため、今後、事業系ごみ量の削減を図る必要があります。

表3-2-2 事業系ゴミ原単位（t/1 事業所）

	市町村名	事業所数	原単位置
1	出雲市	8,612	2.6
2	益田市	2,812	2.2
3	浜田市	3,495	2.0
4	松江市	10,789	1.9
5	隠岐の島町	1,073	1.6
6	安来市	1,839	1.3
7	津和野町	496	1.2
8	大田市	2,055	1.0
9	西ノ島町	247	0.9
10	川本町	273	0.8
11	雲南市	2,015	0.7
11	飯南町	343	0.7
13	邑南町	701	0.6
14	美郷町	306	0.5
15	奥出雲町	747	0.4
16	吉賀町	407	0.2
17	海士町	199	0.1
18	江津市	1,363	0.0
18	知夫村	64	0.0
	島根県	37,836	1.7
	全国	5,689,366	2.2

3. リサイクル率

平成 28 年度における県内の市町村のリサイクル率は、右記に示すとおりであり、本町（6.6%）は、県平均（22.6%）及び全国平均（20.4%）と比較するとかなり低い数値ですが、今後、分別収集の強化や再資源化の促進により、リサイクル率の向上を図る必要があります。

表 3-2-3 リサイクル率 (%)

	市町村名	ごみ排出量	リサイクル率
1	雲南市	10,169	52.7
2	邑南町	2,649	38.7
3	吉賀町	1,591	37.7
4	美郷町	1,297	34.1
5	川本町	1,326	30.4
6	津和野町	2,427	29.4
7	松江市	77,982	28.4
8	知夫村	175	26.9
9	安来市	10,866	24.4
10	浜田市	19,559	23.5
11	江津市	7,767	22.0
12	益田市	16,908	21.0
13	飯南町	1,454	17.7
14	大田市	10,366	14.2
15	出雲市	61,188	13.3
16	海士町	1,340	11.7
17	奥出雲町	3,920	10.2
18	隠岐の島町	7,554	6.6
19	西ノ島町	1,502	1.1
	島根県	240,040	22.6
	全国	43,169,648	20.4

4. 最終処分量

平成 29 年度における本町の最終処分量は、約 17.6%であり、直近 5 年間では増加傾向を示しています。これは、海岸漂着ごみや火災の災害の発生に伴う廃棄物の増加等に起因すると考えられます。

こうした状況を背景として、島後一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の、埋立容量は 80,000 m³ですが、平成 29 年度時点での残余容量*は約 33,000 m³であり、直近 5 年間の平均埋立量から算定すると、最終処分場は残り 10 年程度で飽和状態に達すると推測されます。

最終処分場の埋立対象物は、通常の焼却残渣や不燃物残渣のほかに、前述の災害関連の廃棄物や海岸漂着の廃棄物等、想定外の廃棄物が多量にあるため、最終処分場の残余年数*を短くしているという深刻且つ不可避の問題があります。

本町としては、同施設の寿命の延命化を図るため、これら災害廃棄物や海岸漂着廃棄物の適正処理に向けたストックヤードの確保等、様々な対策を講じることが喫緊の課題となっています。更にこうした同施設の逼迫状況を踏まえて、新たな施設の整備について、検討を進める必要があります。

残余容量

・最終処分場の、今後埋立可能な容積を言う。

残余年数

・最終処分場の、今後の埋立可能な年数を言う。

5. ごみ処理経費

平成 28 年度における本町の町民 1 人あたりの処理経費は、26,763 円/人であり、国民 1 人あたりのごみ処理経費（13,598 円/人）、県民 1 人あたりのごみ処理経費（14,511 円/人）と比較すると、かなり高い数値ですが、これは離島の特異性に起因するものと考えられますので、今後は、厳しい財政状況が続くことが予想されるため、これまで以上に処理経費の削減に向け、より効率的かつ経済的な事業運営が必要となります。

表 3-2-4 ごみ処理経費（円/人）

	市町村名	人 口	ごみ処理経費
1	海士町	2,325	37,474
2	知夫村	614	35,466
3	隠岐の島町	14,711	26,763
4	川本町	3,442	25,463
5	飯南町	5,096	21,119
6	江津市	24,369	20,773
7	津和野町	7,806	19,609
8	吉賀町	6,306	17,901
9	益田市	48,133	17,690
10	大田市	36,258	17,567
11	美郷町	4,997	17,351
12	浜田市	56,164	17,233
13	邑南町	11,092	16,794
14	安来市	40,018	14,953
15	奥出雲町	13,066	13,675
16	松江市	204,507	13,083
17	出雲市	175,026	11,520
18	雲南市	40,057	11,101
	島根県	696,915	14,511
	全国	127,921,310	13,598

※上記の図において、西ノ島町は、平成 28 年度から新たな焼却施設の建設を行っており、他市町村と状況が異なるため除いています。

6. 分別収集体制の推進

本町の分別収集は、平成 22 年から、缶、ビン、ペットボトル、古紙、4 品種に分類して取り組んできましたが、リサイクル率の推移でも判るように、必ずしも効果的に推進しているとは言いがたい状況にあります。

分別収集の推進は、3R*運動の推進はもとより、ごみ処理行政上の最大の課題である「ごみの減量化」にも大きく影響する案件ですので、町民の方々の一人ひとりの意識改革や、それぞれの事業所におけるごみ分別処理体制の構築等と呼ばけるなど、きめ細かな取り組みが求められています。

7. 民間委託の推進

民間委託の導入については、施設の管理運営の効率化や処理業務にかかるサービスの向上に向けて、これまでに、リサイクルセンター及び最終処分場の全面的委託のほか、収集業務の一部について民間委託を導入してきました。

今後も、清掃センターの管理運営や収集業務の全面委託等について、計画的に導入を進めるため、本町の行財政本部会における民間委託推進の審議を経ながら、その推進に取り組む必要があります。

3R

*Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表し、それぞれの意味は以下のとおりです。

○Reduce（リデュース）

：使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売することを言います。

○Reuse（リユース）

：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用することを言います。

○Recycle（リサイクル）

：再使用ができずまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することを言います。

8. 島後清掃センターの施設設備の老朽化

島後清掃センターは、平成5年3月に竣工した施設であり、現在に至るまでの間、本町で発生するごみ等を滞ることなく処理してきましたが、竣工から約25年が経過し、経年的な老朽化が進行しています。

そうした状況に鑑み、本町は、昨年度に今後のごみ処理施設整備等の方向性を検討することを目的とし、「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定し、その中で、本町における今後のごみ処理施設整備等の方向性は、基幹的設備改良工事を実施して島後清掃センターを延命化することに決定しました。

そのため、今後、本町では、島後清掃センター基幹的設備改良事業*を進めていく必要があります。

9. さまざまな社会環境から見えてくるその他の課題

1) 適正処理困難物

本町は、島後清掃センターに搬入できない適正処理困難物を明確にし、町民への周知を徹底することにより、島後清掃センターへの搬入ごみに混入させないことが必要です。

2) 不法投棄

本町では、「収集日に出すのが面倒くさい」、「処分するのにお金がかかる」、「魚のアラや残飯は、臭くなるので今すぐ処分したい」、「処理の方法がわからない」等の理由により、不法投棄される事例が確認されています。そのため、本町としては、今後もこれまで行ってきた施策を継続的に実施し、これまで以上に町民に周知徹底を図っていく必要があります。

3) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、廃掃法上、一般廃棄物に位置づけられているため、原則、市町村に処理責任があります。ただし、注射針等の鋭利なものについては、収集、選別作業時等に怪我等の危険を伴い、感染症の恐れもあることから、本町では、処理困難物として位置付けています。

他市町村では、在宅医療廃棄物を処理困難物に指定している場合でも、収集ごみ等としてごみ処理施設へ搬入される場合もあるため、そういったことがないよう、本町として町民に対し、分別等の周知徹底を図る必要があります。

4) 海岸漂着ごみ

本町では、大半の海岸漂着ごみを最終処分場に埋立処分しており、海岸漂着ごみが最終処分場の残余容量のひっ迫の要因の一つとなっています。今後もこれまで同様に海岸漂着ごみを埋立処分することは、最終処分場の短命化につながり、施設建設費等による将来的な町の財政にも影響を及ぼすこととなります。そのため、今後、本町では、海岸漂着ごみの島外搬出やストックヤードの整備等の対策に取り組めます。

基幹的設備改良事業

・ 燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器について、耐用年数を迎える時期に実施する大規模な改良工事を行う事業を言います。

5) 災害廃棄物

東日本大震災では、これまでの災害をはるかに上回る大量の災害廃棄物が発生し、その後も全国各地で地震、大雨被害による多量・多種にわたる災害廃棄物が発生しています。

こうした近年の傾向を踏まえ、本町では、災害発生時の対応等に係る検討を進める必要があります。

6) 少子高齢社会等に対応したごみの収集体制

本町では、高齢化による要介護者及び独居高齢者の増加に伴い、ごみ出しや複雑化するごみの分別が困難な方への対応が課題となっています。

今後、本町では、関係機関、収集運搬業者、ボランティア団体等との連携を図り、高齢社会に対応するごみ処理施策に取り組みます。

第4章 ごみ処理基本計画

本章では、第1節・第2節において本町における将来人口及びごみ排出量等の推計方法について検討し、本計画の前提条件として採用する将来人口及びごみ排出量等を推計の推計結果を提示します。次に、第3節においてごみ処理の基本方針を示し、将来推計に基づくごみ減量化目標を設定します。第4節では、行政・町民・事業者の三者が取り組むべきごみ処理施策・課題を示します。そして第5節・第6節では、中長期的・総合的視点に立って計画的にごみ処理を推進するべく、ごみ処理にかかる各種計画などを定めます。

第1節 計画策定上の基礎数値の推計

1. 将来人口の推計

本町の将来人口の推計については、「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成20年策定）において推計した下記の数値を用います。

基準年度（2018年）	14,513人
中間年度（2024年）	13,003人
最終年度（2029年）	12,513人

2. ごみ排出量の推計

1) 家庭系ごみ原単位

直近3カ年の原単位の実績数値から、減少量の平均値を算定し、その平均減少値幅（平均0.7%）を根拠として、今後、約2%の減少量を推計して算出する。

基準年度（2018年）	1,040.7g
中間年度（2024年）	1,028.8g
最終年度（2029年）	1,019.9g

2) 事業系ごみ排出量

直近3カ年の排出量の実績数値から、家庭系ごみ原単位との関連性を踏まえ、今後、約2%の減少量を推計して算出する。

基準年度（2018年）	1,511t
中間年度（2024年）	1,494t
最終年度（2029年）	1,481t

第2節 ごみ処理の基本方針と目標設定

1. 基本方針

廃棄物行政における基本施策は、循環型社会の実現であり、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調にごみの減量化・再資源化・適正処理をより計画的に推進し、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減を図っていくことが強く求められています。

本町としてもこれらを念頭におき、循環型社会を構築するために、下記の3つの基本方針を定めます。

<基本方針1> ごみの発生排出抑制及び分別排出の推進

町民一人ひとりが、ごみを減らすことを心掛け、行動を起こすことがごみの発生を抑制することにつながるため、本町は、あらゆる機会と場所を利用し、町民・事業者に対して、ごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を働きかけていきます。

また、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを分別し、店頭回収、拠点回収、法定リサイクル、資源ごみ収集等による分別排出を推進します。

さらに、ごみの発生排出抑制及び資源分別排出を推進するために、町民、事業者及び行政の役割と責任の所在を明確にし、それぞれが連携・協力して取り組みます。

<基本方針2> ごみ処理関連施設の長寿命化と効率的処理体制の推進

本町のごみ量は、人口減少や少子高齢化等により、今後は僅かずつ減少していくと推測されますが、高カロリー化による施設設備への加重負荷や、海岸漂着ごみ等の増加による最終処分場の短命化等の問題には、引き続き、これまで以上の効果的な対策を講じる必要があります。

ごみ減量化に向けた住民の意識向上をはじめとして、災害廃棄物や海岸漂着廃棄物の処理に対する効果的対策に向けた、近隣自治体や関係事業所等との効果的連携を図ります。

また、老朽化が著しい清掃センター、及び残余容量が少なくなった最終処分場については、次期の施設整備計画の立案に取り組みます。

<基本方針3> 人と環境にやさしいまちづくりの推進

超高齢社会やバリアフリー社会が到来する中で、高齢者や障がい者等、ごみ出しが困難な町民に対して、きめ細かいサポートを行うなど、誰もが暮らしやすい島を目指した体制づくりに取り組みます。

また、世界ジオパークに認定された自然豊かな環境の保全や地域の良好な生活環境を保持するため、町民の自主的な清掃活動等の取り組みを支援、推進するとともに、深刻な問題となっている海岸漂着ごみの処理や不法投棄・ポイ捨て等の違反行為の対策を強化します。

2. 将来推計に基づくごみ減量化目標等の設定

1) 将来人口

【中間年度及び最終年度の将来人口】

<基準年度>		<中間年度>		<最終年度>
14,513 人	⇒	13,006 人	⇒	12,513 人

2) ごみ減量化目標

第1節で示したとおり、本計画では下記に示すごみ減量化目標を採用します。

ごみ減量化目標は、「家庭系ごみ原単位」及び「事業系ごみ排出量」について設定します。

(1) 家庭系ごみ原単位

【概要】

平成 29 年度（現状）から平成 41 年度（最終年度）にかけて、家庭系ごみ原単位（資源ごみを含まない）を **2.0%削減**します。

【採用理由】

直近 3 年間の実績及び本町として設定した目標を確実に達成するという考えを踏まえ、上記のごみ減量化目標を採用します。

【中間年度及び最終年度の家庭系ごみ原単位】

<基準年度>		<中間年度>		<最終年度>
1,040.7g/人日	⇒	1028.8g/人日	⇒	1,019.9g/人日

(2) 事業系ごみ排出量

【概要】

平成 29 年度（現状）から平成 41 年度（最終年度）にかけて、事業系ごみ排出量を **2.0%削減**します。

【採用理由】

直近 3 年間の実績及び本町として設定した目標を確実に達成するという考え及び家庭系ごみ原単位との関連性を踏まえ、上記のごみ減量化目標を採用します。

【中間年度及び最終年度の事業系ごみ排出量】

<基準年度>		<中間年度>		<最終年度>
1,511t/年	⇒	1,494t/年	⇒	1,481t/年

3) ごみ減量化目標に基づく処理目標数値

ごみ減量化目標をもとに算定した処理内訳は、下記に示すとおりです。

表 4-2-1 目標数値の内訳

区分	単位	基準年度	中間年度	最終年度				
		H29	H36	H41				
		実績値	予測値					
人口	人	14,513	13,003	12,513				
事業所数	事業所	1,073	1,073	1,073				
排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量		t	7,298	6,619	6,371		
	家庭系	家庭系ごみ排出量		t	5,787	5,125	4,890	
		家庭系収集ごみ量	可燃	(1) 可燃ごみ	t	1,946	1,723	1,645
			不燃	(2) 不燃ごみ	t	64	57	54
			資源	(3) 資源ごみ	t	257	228	217
			粗大	(4) 粗大ごみ	t	7	6	6
		家庭系直接搬入ごみ量		t	3,513	3,111	2,968	
		可燃	(1) 可燃ごみ	t	2,770	2,453	2,340	
		不燃	(2) 不燃ごみ	t	726	643	614	
		資源	(3) 資源ごみ	t	17	15	14	
		粗大	(4) 粗大ごみ	t	0	0	0	
	集団回収量		t	0	30	30		
	事業系	事業系ごみ排出量		t	1,511	1,494	1,481	
		事業系ごみ許可業者搬入量	可燃	(1) 可燃ごみ	t			
			不燃	(2) 不燃ごみ	t			
			資源	(3) 資源ごみ	t			
			粗大	(4) 粗大ごみ	t			
		事業系ごみ直接搬入量		t	1,511	1,494	1,481	
		可燃	(1) 可燃ごみ	t	1,290	1,276	1,265	
		不燃	(2) 不燃ごみ	t	139	137	136	
		資源	(3) 資源ごみ	t				
粗大		(4) 粗大ごみ	t					
その他	(5) その他ごみ	t	82	81	80			
処理・処分量	焼却処理量		t	6,068	5,503	5,297		
	資源化量		t	447	435	420		
	集団回収量		t	0	30	30		
	直接資源化量		t	0	0	0		
	処理後資源化量		t	447	405	390		
	最終処分量		t	1,285	1,166	1,122		
	直接最終処分量		t	0	0	0		
	処理後最終処分量		t	1,285	1,166	1,122		
	減量化量		t	5,566	5,048	4,859		
	リサイクル率		%	6.1	6.5	6.6		
最終処分率		%	17.6	17.6	17.6			

第3節 ごみ処理施策

1. 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の推進

No.1 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備 **行政**

廃棄物の減量等を促進するためには、「町民」「行政」「事業者」が一体となり関わっていくことが重要であるため、町民や事業者が加わり、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図り各種施策を推進していきます。また、各団体や関係機関と幅広く連携を図り、減量化を推進していきます。

No.2 ごみ処理手数料負担の検討 **行政**

本町では、ごみ排出量（生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量）のうち、直接搬入ごみ量が全体の約69%を占めています。これは町民が定期収集を利用するのではなく、本施設に直接搬入した方が割安だと感じていることが要因の一つであると考えられ、好きなときに好きなだけごみを持ち込めるため、減量意識・リサイクル意識が働きにくくなっています。

本町として、ごみの減量化を推進していくためには、排出者個々の意識を変えることが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは有効な施策だと考えます。

このことから、今後、現行制度を検証し、ごみの減量化に向けた有料ごみ専用袋制度や料金改定等を検討していきます。

No.3 広報・啓発活動の推進 **行政**

町民、事業者のごみ問題に対する認知度や意識を高め、ごみの排出抑制・再資源化ならびに排出マナーの向上のために、広報・啓発活動を推進していきます。また、広報誌や説明会等を通じて、新たな収集制度や料金体系についての周知を細かく行っていきます。

No.4 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制 **行政 町民 事業者**

行政と消費者（町民、事業者）が一体となって、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制に取り組みます。

No.5 行政等における排出抑制 **行政**

役場など公共施設から排出されるごみの抑制を図るため、紙類等の減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、再生資源等の使用に努めます。

No.6 生ごみの減量化 行 政 町 民

生ごみの減量化を推進するため、排出する際の水切りや、計画的な食品の購入を促すことで、賞味期限内に使い切るように働きかけるとともに料理の分量を工夫し、残さず食事するよう、食品ロスの低減を図っていきます。また、生ごみの堆肥化による自家処理も有効な施策であるため、今後、検討していきます。

No.7 事業者に対する減量化指導の徹底 行 政 事 業 者

事業系ごみは排出される事業所が責任を持って適正処理することになっているため、事業活動から排出されたごみの適正処理や減量化の意識啓発を図り、排出抑制対策を要請していきます。

No.8 マイバック運動（レジ袋の削減） 行 政 町 民 事 業 者

レジ袋の削減のため、町民・事業所と協働して、マイバック運動（買い物袋の持参運動）等を推進していきます。

2) 環境教育

No.9 環境教育の推進 行 政

ごみ問題やごみ処理体系に関する関心を高め、ごみ問題の解決のためには町民一人ひとりが主体的に関わる必要があるという意識をもち、また、それを実行に移してもらうため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などを積極的に開催していきます。

3) 分別・リサイクル品目の拡大

No.10 資源ごみ分別体制の推進 行 政

ごみの再資源化を推進するため、排出者（町民、事業者）に対して、資源ごみの分別徹底の啓発等により、分別促進を図っていきます。また、効率的かつ排出者にとって出しやすい分別収集の仕組みを検討していきます。

No.11 容器等店頭回収の促進 行 政 事 業 者

スーパー、商店等において、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を促進させるとともに、町民に対しても店頭回収に協力するよう求めています。

4) 施設維持への対応

No.12 最終処分場の安定的な確保 行政

最終処分場は、整備する際に地域住民の合意が得られにくく、新規建設は極めて難しい状況にあります。また、既存の最終処分場を長期的に使用することにより、財政負担の軽減を図ることにつながることから、今後も継続して、ごみの発生抑制や資源化等に取り組んでいき、最終処分量の削減を図っていきます。また、本町では大半の海岸漂着ごみを最終処分場で処分しており、これも最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっており、今後、島外搬出・処理することも検討していきます。

5) 災害対応の推進

No.13 災害廃棄物処理計画の策定 行政

近年、全国各地で地震・大雨等の被害によって、多量、多種にわたる災害廃棄物が発生しています。災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に発生した廃棄物を処理することが必要であるため、今後、災害発生時の対応について、総合的な計画である災害廃棄物処理計画*策定の検討を進めるとともに、近隣の市町村や民間事業所等と広域的な連携強化を図っていきます。

災害廃棄物処理計画

・災害が発生した場合に備え、町民・事業者・行政等の連携に基づく災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の促進を目的として策定する計画のことを言います。

2. 事業スケジュール

ごみ処理施策の事業スケジュールは、下記に示すとおりです。

表 4-3-1 ごみ処理施策の事業スケジュール

「○」：今後も継続して実施、「★」：新たに実施

大区分	施策主体名			小区分	中間目標										目標		
	行政	町民	事業者		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40		H41	
発生抑制、再 使用の推進	○			No.1	廃棄物減量等に関する組織・体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.2	ごみ処理手数料負担の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.3	広報・啓発活動の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	No.4	再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.5	行政等における排出抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		No.6	生ごみの減量化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	No.7	事業者に対する減量化指導の徹底	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	○	○	○	No.8	マイバック運動（レジ袋の削減）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境教育	○			No.9	環境教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別・リサイ クル品目の 拡大	○			No.10	資源ごみ分別体制の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	No.11	容器等店頭回収の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設維持への 対応	○			No.12	最終処分場の安定的な確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害対応の 推進	○			No.13	災害廃棄物処理計画の策定	★	★	★									

第4節 本計画におけるごみ処理計画

1. 発生抑制・排出抑制計画

1) 発生抑制・排出抑制に係る基本方針

循環型社会の形成を進めていくためには、第1に「発生抑制・排出抑制」、第2に「再使用」、第3に「再生利用」(3R)に努める必要があります。

本町では、今後、循環型社会の形成を進めるために、3Rのうち最も重要である「発生抑制・排出抑制」について、主に一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図りながら検討していきます。また、各団体や関係機関と幅広く連携を図りながら検討していきます。

2) 発生抑制・排出抑制に係る施策

本町において、本計画期間に実施する発生抑制・排出抑制に係る施策は、「第4節 ごみ減量化施策」示すとおりであり、本町では、適正なごみの発生抑制・排出抑制が行われるよう、年度毎に策定するごみ処理実施計画において、具体的な施策を示しながら、積極的に取り組んでいきます。

2. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に係る基本方針

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう、迅速かつ衛生的に収集・運搬します。また、平成32年度から平成34年度に実施する基幹的設備改良工事中には、本町で発生したごみを一部、島外で処理することになるため、上記の基本方針を念頭に置き、今後、島外処理の際の運搬計画についても検討を進めます。

2) 収集区域及び収集人口

(1) 収集区域

収集区域は、現在と同様、本町全域とします。

(2) 収集人口

収集人口は、本町の将来人口とします。

なお、目標年度における本町の将来人口は、12,513人を見込んでいます。

3) 収集体制

今後の収集体制は、原則、現状の収集体制を維持しますが、可燃ごみ収集形態については、本町は依然として厳しい財政状況であることを踏まえると、サービス向上を図りつつ、業務の徹底した効率化や民間活力を導入することが必要不可欠であり、計画的に民間委託等の推進を図ります。

4) 収集区分等

本町の目標年度における収集区分等は、下記に示すとおりです。

なお、現状からの変更点としては、近年、インターネットショッピングを利用する町民が

増加し、事業系ごみのダンボール等が増加しているため、事業者に対して、古紙類等を中心に独自回収事業の推進を図っていきます。

表 4-4-1 目標年度における収集区分等

	分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料	
収集ごみ ・ 直接搬入 ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、紙・布類、木くず・庭草類、プラスチック容器、ポリ袋類、発泡スチロール類・カップ類・ゴム類	直営	2回/週	1容器10kg以内100円	
	不燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、電気（小型）・台所製品類	委託	2回/月	1容器10kg以内100円	
	資源 ごみ	缶類	スチール缶、アルミ缶	委託	2回/月	無料
		ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他ビン			
		ペットボトル	ペットボトル			
		古紙類	新聞、雑誌、ダンボール	委託	1回/月	無料
	粗大ごみ	タンス、机、ベッド、応接セット、サイドボード、自転車、食器棚、じゅうたん、イス、ストーブ、レンジ等	委託（ステーション、各戸） 許可（各戸）	委託（1回/月） 許可（随時）	1辺の長さ及び高さが50cm以上の大型ごみ1個300円（許可については、許可業者により料金設定）	
集団回収 ごみ	分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料	
	集団回収ごみ	ダンボール				

3. 中間処理計画

1) 中間処理に係る基本方針

中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理を行います。なお、基幹的設備改良工事後については、焼却処理の際に発生する熱を場内で利用できるよう、今後、検討を進めていきます。

2) 島後清掃センター

(1) 基本方針

本町で発生する可燃ごみ及び島後リサイクルセンターで発生する可燃性の処理残渣は、今後も、島後清掃センターにおいて、焼却処理し、減容化に努めます。

なお、本町では、処理を行うにあたり、安全・安定かつ効率的な運転を行うことを念頭に置き、適切に管理します。

また、各自治体等で近年導入されている長期包括的運営委託がありますが、行政サービスを行う施設について、「民間事業者が施設を適切に運転し一定の性能を発揮できれば、施設の運転方法など詳細については民間事業者の裁量に任せる」という、性能発注の考えに基づく委託方式です。

民間の経営能力や技術的能力を活用し施設を効率的に運用することにより、施設の維持管理経費を低減させることが可能とされており、調査・研究しながら計画的に民間委託等の推進を図ります。

(2) 基幹的設備改良工事による延命化

ア 基幹的設備改良工事の必要性及び今後の流れ

島後清掃センターは、竣工から約 25 年が経過（平成 5 年 4 月 竣工）し、経年的な老朽化が進行している施設であり、今後、これまでと同様に使用することにより、さらなる経年的な老朽化が進行し、維持管理に要する費用の高騰等が想定されたため、本町として、今後の施設整備の方向性を検討する必要性が高まりました。

こうした状況に鑑み、本町では、平成 29 年度に、今後の施設整備の方向性を検討し、その結果、「島後清掃センターの延命化を図る」ことが決定し、検討結果等を取りまとめた「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定しました。

島後清掃センターの基幹的設備改良工事では、高性能化及び省エネ化を図ることにより、環境省の交付金を活用することが可能となります。そのため、本町では、環境省の交付金を活用するために、平成 30 年度において、「隠岐の島町 循環型社会形成推進地域計画」及び本計画の策定を行っているところです。

なお、環境省の交付金を活用するためには、下記の 2 点に留意する必要があります。

- ① 長寿命化総合計画に沿った内容の工事とすること
- ② 一定の CO₂ 削減効果があること

今後は、基幹的設備改良工事の内容を取りまとめた発注仕様書の作成（平成 31 年度）、長寿命化総合計画の作成（平成 31 年度）及び基幹的設備改良工事（平成 32 年度から平成 34 年度）に取り組む予定です。

イ 基幹的設備改良工事の内容

島後清掃センター基幹的設備改良工事の内容については、平成 31 年度に検討する予定としています。

ただし、今回の基幹的設備改良工事は、施設を稼働させながら、長期間にわたり実施することになるため、設備・機器の状況等によっては、平成 31 年度に検討した工事内容を変更することも考えられます。

<参考>

長寿命化総合計画について

長寿命化総合計画は、施設保全計画と延命化計画で構成されており、大規模な補修工事を「基幹的設備改良工事」として実施するためには、策定することが必須となっている計画です。

なお、参考として、施設保全計画及び延命化計画の概要は、下記に示すとおりです。

①施設保全計画

施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」「保全方式の選定」「機器別管理基準の設定・運用」「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の作業計画です。設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定め、適切な補修等の整備を行って、設備・機器の更新周期の延伸を図ります。

②延命化計画

施設の性能を長期にわたり維持するためには、適切な施設の保全計画の運用に努めることが重要ですが、それでもなお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設を延命化する計画です。

(3) 事業スケジュール

島後清掃センター基幹的設備改良工事の事業スケジュールは、次々ページに示すとおりです。

なお、事業スケジュールには、次期最終処分場の事業スケジュールもあわせて記載します。

3) 島後リサイクルセンター

(1) 基本方針

本町で発生する不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、今後も島後リサイクルセンターにおいて処理します。

なお、本町では、処理を行うにあたり、安全かつ効率的な運転を行うことを念頭に置き、適切に管理します。

4. 最終処分計画

1) 基本方針

島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物含む。）は、基本的には、島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分しますが、残余容量がひっ迫しているため、今後は、次期最終処分場の整備事業を進め、次期最終処分場竣工後は、島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物含む。）の全量を次期最終処分場で埋立処分します。

なお、前述のとおり、島後一般最終処分場は、残余容量がひっ迫しており、今後、整備を進める次期最終処分場も有限のものであるため、本町では、ごみ減量化施策等を講じることで最終処分量の削減を図っていきます。

また、最終処分に際しては、環境への負荷を低減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していきます。

2) 残余年数の算定

島後一般廃棄物最終処分場の残余年数は、最終覆土量を見込まない場合、10年程度となります。一般的に、最終覆土量は、50cmから1m程度と言われているため、島後一般廃棄物最終処分場の埋立面積（1,200m²）及び単位容積重量（0.41 t/m³）を考慮すると、1,500m³程度から3,000m³程度必要となります。そのため、最終覆土量を見込む場合、島後一般廃棄物最終処分場の残余年数は9年程度となります。

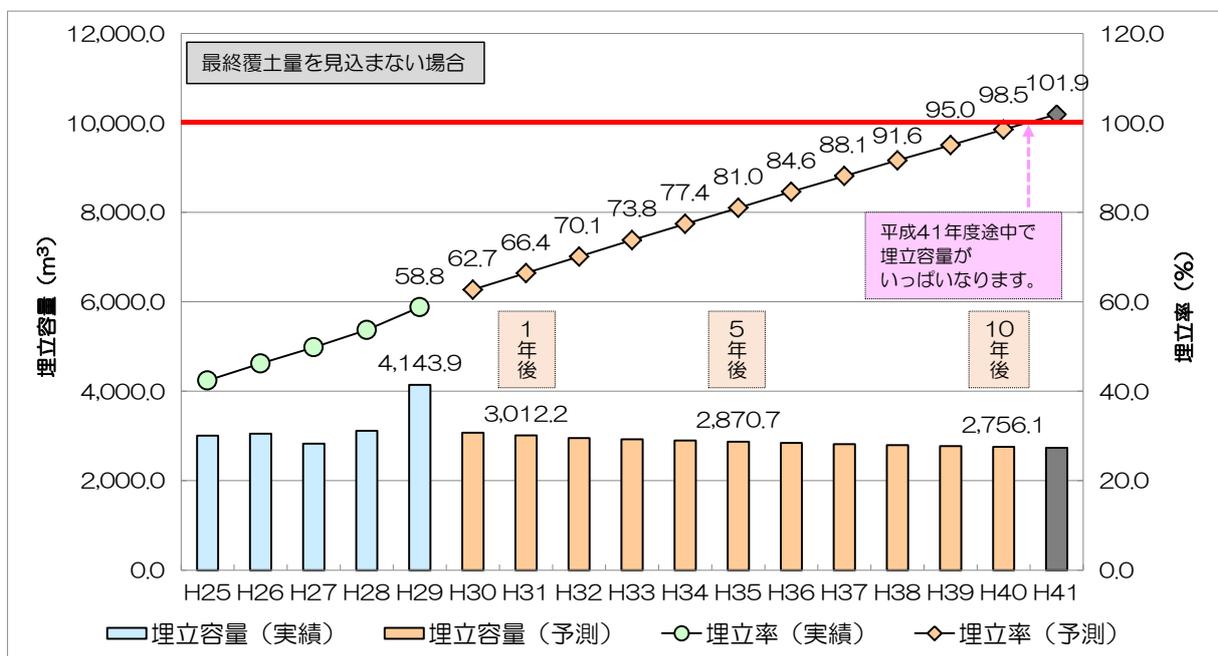


図 4-4-3 埋立率の推移

第5節 その他の事項

1. 適正処理困難物について

適正処理困難物は、焼却困難、最終処分困難、危険性（引火・爆発性・病原性・有害・有毒等）、作業場の困難性（大きさ・重さ）等の性質を有しているものを指します。

今後、本町では、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、町民、事業者が適切に処分することができるように検討を進めていきます。なお、下記に示すごみ以外に、本町が処理する際に支障があると認めるものが生じた場合は、必要に応じ、適正処理困難物に加えていく予定です。

表 4-5-1 本町での適正処理困難物

	内容	品目（例）
①感染性のあるもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 血液の付着したガーゼ、包帯等 手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
②有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー 農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの
③危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 火薬類（未使用の花火を含む） ガスボンベ エンジン類
④引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> 塗料、溶剤及び灯油類 燃えがらや残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"> タイヤ 自動車、オートバイ等 草刈機、耕運機、チェーンソー等 田植え機等農業用機械 消火器 ピアノ 家電リサイクル法に基づく、廃家電4品目 資源有効利用促進法に基づく、家庭用使用済みパソコン

2. 不法投棄対策について

環境モニター事業により、現状、把握している不法投棄物を今後も計画的に回収、処分していきます。また、不法投棄物に対して、地域や警察などの関係機関と連携し、迅速な撤去を行い、不法投棄物の撤去の体制を整えます。さらに、不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや監視カメラの活用等監視体制を強化していきます。

3. 在宅医療廃棄物の処理体制について

高齢化社会等により、在宅医療に伴って発生する医療廃棄物について、処理実態を把握し、医療機関等と連携を図りながら、適正な処理体制の確立を図っていきます。

4. 海岸漂着ごみについて

本町には、毎年、208t程度（直近3年間の平均）の海岸漂着ごみが漂着しており、大半の海岸漂着ごみを島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分していることから、海岸漂着ごみが最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっていると考えられます。

島後一般廃棄物最終処分場は、前述したとおり、残余容量がひっ迫しており、今後もこれまでと同様に海岸漂着ごみを埋立処分することは、財政面等から難しいと考えています。

今後、整備を進める次期最終処分場も有限のものであるため、海岸漂着ごみの処理・処分については、島外搬出を行い、処理・処分することを検討していきます。

5. 超高齢化社会に対応するごみ処理体制の推進

高齢者及び障がい者等にとって、ごみ出しや複雑化するごみの分別は困難性が高いため、本町では関係機関、収集運搬業者、ボランティア団体等との連携を図り、超高齢社会に対応するごみ処理体制の構築に向けて検討していきます。